

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2021年6月24日

【事業年度】 第122期(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

【会社名】 株式会社名村造船所

【英訳名】 Namura Shipbuilding Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 名 村 建 介

【本店の所在の場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営業務本部長 向 周

【最寄りの連絡場所】 大阪市西区立売堀二丁目1番9号

【電話番号】 (06)6543-3561

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員経営業務本部長 向 周

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	137,208	134,887	124,589	111,887	98,403
経常損失 () (百万円)	9,806	20,275	3,872	16,284	10,607
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 () (百万円)	11,308	20,554	621	18,030	18,778
包括利益 (百万円)	10,356	20,952	699	18,240	15,493
純資産額 (百万円)	98,197	76,391	74,965	56,048	40,358
総資産額 (百万円)	208,201	195,445	174,817	138,122	111,562
1株当たり純資産額 (円)	1,410.86	1,097.91	1,077.93	804.74	580.15
1株当たり当期 純利益又は 当期純損失 () (円)	163.88	297.85	8.99	261.05	271.84
潜在株式調整後 1株当たり 当期純利益 (円)	-	-	8.93	-	-
自己資本比率 (%)	46.8	38.8	42.6	40.2	35.9
自己資本利益率 (%)	-	-	0.8	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	40.2	-	-
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	3,141	14,237	15,613	11,639	26,636
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	2,770	6,844	5,595	6,983	4,065
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	76	432	1,279	3,297	124
現金及び現金同等物 の期末残高 (百万円)	98,176	77,489	66,189	44,256	13,507
従業員数 (名)	3,055	3,055	2,688	2,676	2,642

- (注) 1 売上高には、消費税等は含んでおりません。
2 従業員数は、就業人員数を表示しております。
3 第118期、第119期、第121期及び第122期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4 第118期、第119期、第121期及び第122期の自己資本利益率については、親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。
5 第118期、第119期、第121期及び第122期の株価収益率については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第118期	第119期	第120期	第121期	第122期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	94,653	102,125	100,680	96,092	78,863
経常損失 () (百万円)	6,507	6,651	1,102	8,618	5,416
当期純損失 () (百万円)	7,212	6,609	6,577	17,798	17,557
資本金 (百万円)	8,112	8,112	8,135	8,135	8,135
発行済株式総数 (千株)	69,039	69,039	69,100	69,100	69,100
純資産額 (百万円)	86,685	79,186	71,082	52,162	36,535
総資産額 (百万円)	163,423	157,138	135,740	101,244	85,904
1株当たり純資産額 (円)	1,252.44	1,143.16	1,025.15	751.05	524.68
1株当たり配当額 (内1株当たり中間配当額) (円)	15.00 (7.00)	10.00 (5.00)	10.00 (5.00)	8.00 (5.00)	- (-)
1株当たり当期純損失 () (円)	104.50	95.76	95.20	257.64	254.11
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 (円)	-	-	-	-	-
自己資本比率 (%)	52.9	50.2	52.2	51.2	42.2
自己資本利益率 (%)	-	-	-	-	-
株価収益率 (倍)	-	-	-	-	-
配当性向 (%)	-	-	-	-	-
従業員数 (名)	1,032	1,054	1,053	1,041	1,037
株主総利回り (%)	80.8	74.3	47.0	29.3	31.4
(比較指標：配当込みTOPIX) (%)	114.7	132.9	126.2	114.2	162.3
最高株価 (円)	883	777	698	404	263
最低株価 (円)	497	554	359	173	145

- (注) 1 売上高には、消費税等は含んでおりません。
2 従業員数は、就業人員数を表示しております。
3 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
4 自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
5 株価収益率および配当性向については、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。
6 最高・最低株価は、東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

2 【沿革】

1911年2月 名村源之助個人により大阪市大正区において名村造船鉄工所の名称のもとに創業
1931年4月 大阪市住之江区において旧村尾造船所の施設一切を買収し、株式会社に改組、株式会社名村造船所として新発足
1942年5月 東京事務所開設
1949年6月 大阪証券取引所に株式上場(資本金800万円)
1961年9月 鉄構工場新設 陸上部門に進出
1972年10月 伊万里工場建設起工
1972年12月 名和産業株式会社を設立(現 連結子会社)
1974年11月 伊万里工場竣工
1979年10月 大阪工場の設備売却
1982年7月 本社を大阪市住之江区から西区に移転
1983年1月 伊万里事業所(伊万里工場 改称)に海洋陸機工場新設
1983年7月 玄海テック株式会社を設立(現 連結子会社)
1983年7月 名村情報システム株式会社を設立(現 連結子会社)
1985年8月 ゴールデン バード シッピング社を設立(現 連結子会社)
1986年1月 福岡事務所開設(福岡営業所 改称)
1986年9月 名村エンジニアリング株式会社を設立(現 連結子会社)
1988年1月 モーニング ダイダラス ナビゲーション社を買収(現 連結子会社)
1990年4月 名古屋営業所開設
1990年10月 事業部制実施
1992年1月 メックマシナリー株式会社を買収
1992年3月 鉄構工場(海洋陸機工場 改称)増設
1992年8月 第一回物上担保付転換社債70億円発行
1993年3月 転換社債の転換により資本金3,380百万円
1994年2月 第二回無担保転換社債70億円発行
1994年3月 転換社債の転換により資本金4,468百万円
1994年9月 I S O 9001及び J I S 9901 審査登録完了
1997年2月 福岡営業所開設
1997年8月 株式会社オリイ株式を公開買付により31.6%取得
1998年4月 佐賀営業所開設
1998年9月 名村マリン株式会社を設立(現 連結子会社)
2000年7月 環境 I S O 14001 審査登録完了
2000年12月 株式会社オリイとメックマシナリー株式会社は合併し、オリイメック株式会社が発足
2001年3月 函館どつく株式会社に資本参加
2003年11月 オリイメック株式会社株式を公開買付により、議決権比率87.1%取得
2004年4月 オリイメック株式会社を株式交換により、完全子会社化
2004年6月 第三者割当増資(約38億円)を実施(資本金6,384百万円)
2006年2月 伊万里事業所の船舶建造設備を増強(第一次大型設備投資)
2006年12月 第三者割当増資(約34億円)を実施(資本金8,083百万円)
2007年7月 伊万里事業所の船舶建造設備を増強(第二次大型設備投資)
2008年3月 函館どつく株式会社(現 連結子会社)の第三者割当増資の全額引受けにより、議決権比率88.7%取得(追加取得により現在議決権比率89.9%)
2013年7月 東京証券取引所および大阪証券取引所の現物市場の統合に伴い、東京証券取引所市場第一部に上場
2014年10月 佐世保重工業株式会社(現 連結子会社)を株式交換により、完全子会社化
2017年11月 エヌウェーブ ベトナム社を設立(現 連結子会社)
2018年10月 オリイメック株式会社を株式会社アマダホールディングスに全株譲渡
2018年10月 大阪営業所開設

3 【事業の内容】

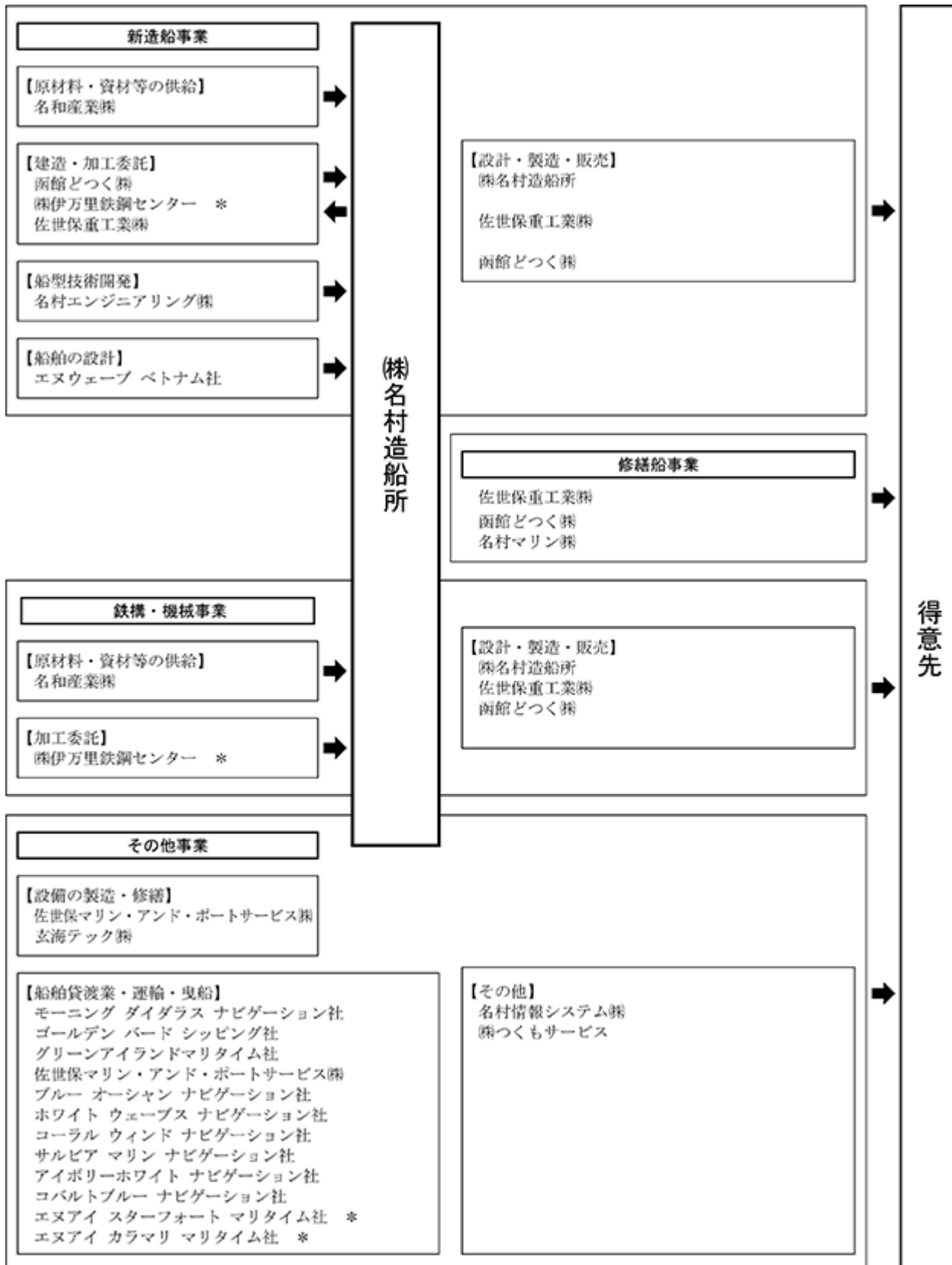
当企業集団は、株式会社名村造船所(当社)、子会社20社及び関連会社6社より構成されており、船舶、機械及び鉄鋼構造物の製造販売並びに船舶の修繕を主な事業内容としているほか、これらに付帯する業務等を営んでおります。

当企業集団の事業に係る位置づけ及びセグメントとの関連は次のとおりであります。

なお、次表の区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項 (セグメント情報等)」に掲げるセグメント区分と同一であります。

- | | |
|-----------|---|
| (新造船事業) | <p>当社、佐世保重工業(株)(連結子会社)及び函館どつく(株)(連結子会社)が、各種船舶の製造販売を行っております。</p> <p>製造につきましては、鋼材ショット加工を(株)伊万里鉄鋼センター(関連会社)に委託しております。</p> <p>船舶資材の一部につきましては、名和産業(株)(連結子会社)を通じて仕入を行っております。</p> <p>船型の技術開発の一部につきましては、名村エンジニアリング(株)(連結子会社)が行っております。</p> <p>船舶の設計の一部につきましては、エヌウェーブ ベトナム社(連結子会社)が行っております。</p> |
| (修繕船事業) | <p>佐世保重工業(株)(連結子会社)及び函館どつく(株)(連結子会社)は、船舶の修繕を行っております。</p> <p>名村マリン(株)(連結子会社)は、当社より船舶の修繕を受託しております。</p> |
| (鉄構・機械事業) | <p>当社及び函館どつく(株)(連結子会社)が、製造販売を行っております。</p> <p>資材の一部につきましては、名和産業(株)(連結子会社)を通じて仕入を行っております。</p> <p>佐世保重工業(株)(連結子会社)において、クランク軸等の船舶用機器などの製造を行っております。</p> |
| (その他事業) | <p>名村情報システム(株)(連結子会社)は、ソフトウェア開発、情報機器の販売を当社及び関係会社に対して行っております。</p> <p>玄海テック(株)(連結子会社)は、当社及び関係会社より、設備の保全、保安業務を受託しております。</p> <p>名村マリン(株)(連結子会社)は、当社より船舶の保守及びアフターサービスを受託しております。</p> <p>モーニング ダイダラス ナビゲーション社(連結子会社)、ゴールデン バード シッピング社(連結子会社)、グリーン アイランド マリタイム社(連結子会社)、ブルー オーシャン ナビゲーション社(連結子会社)、ホワイト ウェーブス ナビゲーション社(連結子会社)、コーラル ウィンド ナビゲーション社(連結子会社)、サルピア マリン ナビゲーション社(連結子会社)、アイボリーホワイト ナビゲーション社(連結子会社)、コバルトブルー ナビゲーション社(連結子会社)、エヌアイ スターフォート マリタイム社(関連会社)及びエヌアイ カラマリ マリタイム社(関連会社)は、船舶貸渡業を営んでおります。</p> <p>佐世保マリン・アンド・ポートサービス(株)(連結子会社)は、曳船業務に従事、また佐世保重工業(株)(連結子会社)より設備の保全、保安業務を受託しております。</p> <p>(株)つくもサービス(連結子会社)は、佐世保重工業(株)(連結子会社)の工場の警備、事務等の受託業務及びゴルフ場の運営を受託しております。</p> |

以上述べた事項を事業系統図によって示すと、次のとおりであります。



注) 1. →は製品等の流れを表しております。
2. 無印は連結子会社、*印は持分法適用会社です。

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又は 出資金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 又は被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 佐世保重工業(株) (注) 4、5	長崎県 佐世保市	8,414	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械事業 その他事業	100.0	当社からの新造船の受託建造を行っております。 役員兼任 4 名 (うち当社従業員 1 名)
佐世保マリン・ アンド・ ボートサービス(株)	長崎県 佐世保市	50	その他事業	100.0 (100.0)	佐世保重工業(株)建造船等の曳船、工場設備の保全 業務及び運輸業務を行っております。
(株)つくもサービス	長崎県 佐世保市	10	その他事業	100.0 (100.0)	佐世保重工業(株)の工場の警備、事務等の受託業務 及びゴルフ場の運営を請負っております。
函館どつく(株) (注) 4	北海道 函館市	4,746	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械事業 その他事業	89.9	当社からの新造船の受託建造を行っております。 役員兼任 5 名 (うち当社従業員 2 名)
名和産業(株)	佐賀県 伊万里市	80	新造船事業 鉄構・機械事業 その他事業	100.0	当社及び関係会社に対し原材料を販売しておりま す。 役員兼任 4 名 (うち当社従業員 3 名)
玄海テック(株)	佐賀県 伊万里市	50	その他事業	100.0	当社及び関係会社の設備保全工事を請け負って おります。 役員兼任 2 名 (うち当社従業員 1 名)
名村情報システム(株)	佐賀県 伊万里市	50	その他事業	100.0	当社及び関係会社に対してソフト開発及び情報機 器を販売しております。 役員兼任 2 名 (うち当社従業員 2 名)
名村マリン(株)	佐賀県 伊万里市	10	修繕船事業 その他事業	100.0	当社の船舶の修繕・保守及びアフターサービスを 請け負っております。 役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
モーニング ダイダラス ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 150	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
ゴールデン バード SHIPPING社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 503	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
グリーン アイランド マリタイム社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
名村 エンジニアリング(株)	佐賀県 伊万里市	20	新造船事業	100.0	当社船型の技術開発を行っております。 役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
エヌウェーブ ベトナム社	ベトナム社会 主義共和国 ホーチミン市	千米ドル 450	新造船事業	100.0	当社の船舶の設計を請け負っています。 役員兼任 2 名 (うち当社従業員 2 名)
ブルー オーシャン ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 100	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
ホワイト ウェーブス ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
コーラル ウィンド ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
サルビア マリン ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
アイボリーホワイト ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
コバルトブルー ナビゲーション社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 10	その他事業	100.0	役員兼任 3 名 (うち当社従業員 3 名)
(持分法適用関連会社) (株)伊万里鉄鋼センター	佐賀県 伊万里市	200	新造船事業 鉄構・機械事業	20.0	当社鋼材のショット加工を行っております。 役員兼任 1 名 (うち当社従業員 1 名)
エヌアイ スターフォート マリタイム社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 250	その他事業	50.0	役員兼任 2 名 (うち当社従業員 2 名)
エヌアイ カラマリ マリタイム社	パナマ共和国 パナマ市	千米ドル 250	その他事業	50.0	役員兼任 2 名 (うち当社従業員 2 名)

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
2 「議決権の所有又は被所有割合」欄の()内は間接所有の割合であります。
3 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
4 特定子会社であります。
5 債務超過会社であり、2021年3月末時点で債務超過額は8,267百万円であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	1,507
修繕船事業	326
鉄構・機械事業	148
その他事業	375
全社(共通)	286
合計	2,642

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 臨時従業員につきましては従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,037	39.5	16.6	5,122

セグメントの名称	従業員数(名)
新造船事業	879
鉄構・機械事業	65
全社(共通)	93
合計	1,037

- (注) 1 従業員数は、就業人員であります。
2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
3 臨時従業員につきましては従業員の100分の10未満のため記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労働組合は次のとおりであります。

組合名称	所属上部団体
名村造船労働組合	日本基幹産業労働組合連合会

当企業集団の労使関係は安定しており、特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものであります。

(1) 経営方針・経営戦略・経営指標等

当社グループは、経営資源の「選択と集中」によりグループの事業構造の改革を強力に推し進め、長期的視野に立ったグループ経営により、成長と収益力の強化に努めてまいります。

事業環境が激しく変動する新造船事業においては、事業基盤の再整備と事業資源の再配置によりコスト、性能、品質、アフターサービスから成る商品総合力の差別化と営業体制の強化により収益力・変動対応力を高め、事業収益の安定化に向けた施策を講じてまいります。

グループ収益の安定化には、修繕船、鉄構・機械などの非新造船事業の規模の拡大と収益力の強化が不可欠であり、必要な経営資源を投入するとともに、新造船事業の安定収益確保に取り組んでまいります。

当連結会計年度においても営業損失を計上しておりますが、十分な現預金を確保しているとともにシンジケート方式によるコミットメントライン設定を更新するなど取引金融機関とは良好な関係が維持されており、翌連結会計年度を含めて当面の資金繰りに懸念はないものと判断しております。

今後、収益力を強化して経営基盤と企業価値の向上により、株主はもとより顧客・取引先・金融機関・従業員・地域など様々なステークホルダーとの信頼関係の強化・拡大を図り、信頼され成長を期待される「存在感」ある企業グループの形成を目指しております。

(2) 経営環境及び対処すべき課題

新造船事業

2010年前後の新造船大量竣工と過剰供給能力による長期造船不況に昨年後半の中国造船所による安値受注攻勢が相俟って、本年度初頭より最悪の事業環境が続いておりましたが、竣工量の減少と海上荷動量の伸長により過剰船腹の調整が急速に進み、本年1月に入ると海運・造船の事業環境には顕著な改善が見えてまいりました。

今治造船株式会社によるジャパン マリンユナイテッド株式会社への出資や両社の共同出資による日本シップヤード株式会社の発足、三井E & S造船株式会社の国内建造撤退、サノヤス造船株式会社の株式会社新来島どっくへの売却など、日本造船業界においては統合・再編と供給力調整の動きが活発化しております。

当社グループにおきましては、佐世保重工業株式会社の新造船事業を2022年1月に休止し、当社伊万里工場との一体運営により、大型撒積運搬船をコアとしVLCCやVLGC(大型LPG船)、LNG燃料船など高付加価値船、環境対応船などと組み合わせるプロダクトミックス建造体制を整備・強化して他社との差別化を図ってまいります。

函館どつく株式会社におきましては、内外の海運会社から高い評価を得ておりますハンディ型撒積運搬船に加え、同社修繕船事業の主要顧客であるフェリー会社向けを中心に、フェリー・RORO船などの内航船建造にも積極的に取り組み、為替リスクと海外勢との不毛な価格競争を極力避け、地域の特性を生かした商品の差別化により収益の安定化を図ってまいります。

当社グループにおきましては今後、設備の近代化が進んでいる当社伊万里事業所においてITの活用によるさらなる最新鋭化を図り、地理的に近接した佐世保重工業株式会社の艦装設備・人員を有効に活用しつつ、函館どつく株式会社とともにグループ新造船事業の合理化運営を進め、収益の早期改善に努めます。

邦船オペレーターの用船期間短縮化による日本船主の新造船発注行動の変化への対応と安定操業量の確保、価格変動が激しい新造船事業の収益安定化の方策として、船主業への本格的な進出も今後の重要な課題であります。

営業力強化のために本年に今治事務所を開設したことに加え、ロンドン事務所の増強も検討しております。

商品開発については、当連結会計年度に受注いたしましたLNGを燃料とする世界初の大型石炭専用船をはじめ、温室効果ガス排出を抑制し脱炭素社会の実現に貢献する新商品の開発や自動運航船などの次世代技術の研究に取り組むほか、他社との共同開発や共同研究にも積極的に参画し、国際社会の要求に応えてまいります。

修繕船事業

函館どつく株式会社、佐世保重工業株式会社は、ともに長年の歴史と伝統に裏付けられた技術力と設備能力、安全保障上は勿論のこと一般商船や内航フェリー・RORO船、漁船にとっても重要な立地の優位性を最大限に生かし、収益の拡大に努めてまいります。修繕船事業の主力である艦艇工事は、年度によって大型案件の多寡による操業の山谷が大きいものの、海上保安庁の巡視船や客船、探査船、漁船に加え、一般商船の修繕・改造工事も積極的に受注し、安定収益の確保に努めてまいります。佐世保重工業株式会社におきましては、これまで引合いを頂いたものの要員の不足から受注機会を逸しておりましたが、新造船事業の休止後は新造船建造用ドックの転用と関連設備の増強、新造船の人材受け入れによる要員と技術力の強化により、隣接する米海軍基地の艦船や今後需要の増加が見込まれるLNG船の修繕などにも取り組み、事業拡大を目指します。

世界の船腹量は勿論のこと、日本船主が支配する船腹量も年々増加しており、佐世保重工業株式会社の修繕事業拡大に対する期待も大きく、本年に新設した当社今治事務所を新造船のみならず修繕営業にも活用してまいります。

グループ両社の連携体制をより一層強化し、今後の受注量の拡大とさらなる収益の改善に取り組んでまいります。

鉄構・機械事業

当社および函館どつく株式会社が担う橋梁分野においては新設橋梁の発注量が回復せず、佐世保重工業株式会社が担う船用機器分野においては日本の新造船建造量が減少したことによる需要の伸び悩みと原材料費の高騰に直面しており、厳しい受注環境が続くものと予想されますが、顧客満足度の向上とコスト競争力の強化により安定的収益の維持・拡大に努めます。橋梁分野においては今後需要の増加が見込まれます保全・補修工事への取り組みを強化し、将来にわたる社会インフラの維持・発展に貢献するとともに、風力発電などの新分野においても、これまで培ってきた技術力を生かした需要開拓に積極的に取り組み、受注および販路の拡大を図ることで、収益の改善を目指してまいります。また、佐世保重工業株式会社におきましては、船用機器において更なる生産性向上と原材料の廉価調達を図り、新造船需要回復を見越して事業基盤の一層の強化を図ってまいります。

その他事業

その他事業を担う各社が市場環境の急速な変化に対応できるよう、グループの事業ポートフォリオの最適化に取り組んでまいります。また、当社グループにおける各事業の役割と責任を明確化し、各事業の収益力とグループ各社への貢献度を高め、経営者の外部招聘を含めた経営力の強化によりグループ収益基盤の強化・発展を図ってまいります。

2 【事業等のリスク】

当企業集団の経営成績、株価および財務状況等に影響を及ぼす可能性があるリスクには以下のようなものがあります。しかし、以下の記載が事業等のリスクをすべて網羅するものではありません。

なお、文中の将来に関する事項は、有価証券報告書提出日現在において、当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものであります。

政治・経済情勢

グループの中核である新造船事業におきまして、新造船の需要は海運市況に大きく左右されるため、世界経済の悪化や地政学的リスクの高まりなどの影響により海運市況が低迷した場合、新造船需要が後退し、受注の確保が難しくなります。また、修繕船事業や鉄構・機械事業におきましても、国内外の政治・経済情勢の動向を受けて受注環境が変化します。

事業環境・競争環境

2016年以降は継続して新造船の受注量が竣工量を下回り、過剰船腹の調整が進んできましたが船主にとって環境規制厳格化を背景とした新造船の陳腐化やコロナ禍による世界経済の低迷と米中摩擦などに海上荷動量の減少などが懸念材料となり新規発注を手控えていたこともあり厳しい状況が続きました。2021年に入ると漸くにして海上荷動量の回復により、船腹の需給バランスが改善されたことから海運・造船の事業環境は顕著な改善を見せております。

造船業界においては国内外造船所との熾烈な受注競争に晒されおり、世界的に統合・再編と供給力調整の動きが活発化しております。

当企業集団におきましては、経営資源の「選択と集中」をキーワードにグループの抜本的構造改革を決断し、その一環として連結子会社である佐世保重工業株式会社では新造船事業を既受注船の最終引渡(2022年1月予定)をもって休止、前身である海軍工廠時代から主力業務であった修繕船事業に船舶関連の経営資源を集約して、機械事業との両輪経営に転換することといたしました。今後は同社の強みでもある修繕船事業を柱として機械事業との両輪による安定収益体制の構築を図ってまいります。

新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要します。厳しい受注環境下において仕事量確保のためやむを得ず受注する場合や将来を見据えて戦略的に受注する場合などは赤字受注となることもあり、受注時点で工事損失引当金を計上する場合があります。船価の建値はほぼ米ドルであり、売上高及び工事損失引当金の計上額は、為替レート変動の影響を受けます。

当期におきましても、戦略的な受注活動を行い、当連結会計年度末の工事損失引当金は10,550百万円となり、前期末と比較して65百万円増加しております。

厳しい新造船市場の環境下、当社グループ建造船の性能面や品質面での差別化を図るとともにコスト合理化策を進め、損失をミニマイズするように努めてまいります。

環境規制

地球温暖化が世界的な問題であることに対応して、船舶から排出される硫黄酸化物(SOx)や窒素酸化物(NOx)、二酸化炭素(CO₂)などに対して、国際海事機関(IMO)は年限で具体的な排出制限目標を定めております。そのため今後建造される船舶に関しては、本船に新たな機器の据付や船用燃料の切り替えなどの対策を施す必要があり、設計部隊と営業部隊と共同で海運会社を訪問し、排出制限に伴うニーズや顧客の要望事項を的確に情報収集し、複数の具体的な船型開発に取り組んでおります。また、自動運航等の次世代技術の適合を目指す研究開発は急務となっており、規制に対応するための技術革新や船型開発・設計等を中心として製造コストが大幅に上昇しております。

研究開発体制および生産体制をより一層強化する一方で効率化を図るとともに、関連する船用機器メーカーの協力も得つつ、コストダウンにつなげてまいります。

為替動向

新造船事業は輸出比率が高く、受注の大半は米ドル建ての契約であり、売上高および入金額や工事損失引当金は為替レートの変動の影響を受けます。

当連結会計年度における売上計上の米ドル額は697百万米ドル、その平均レートは1米ドル当たり106円76銭であり、グループ全体の連結売上高の約75%を占めております。

為替レート変動の影響を軽減する対策として、為替動向を考慮しながら取締役会で定めた一定の方針に基づき計画的に為替予約を実施しております。しかしながら、急激な円高が生じた場合には、業績および財政状態に大きな影響を及ぼす可能性があります。

個別受注契約

新造船事業では受注から竣工引渡しまでの期間が長期間に亘るため、その間の経済情勢の変化の影響を受けて、当初見積もりより建造コストが増加する可能性があります。また、建造船は、顧客ごとの仕様要求に応じた受注生産となっているため、受注契約時に十分な事前検討を行っておりますが、当初予期されなかった事柄が後日発生し設計変更や工程遅延等により、建造コストが増加する可能性があります。

また、当社は受注に際して顧客の信用力や風評について情報を収集し、案件によっては商社を主契約者として顧客の信用リスクを軽減するなど、個別の対応を行っております。

資材調達

主要な原材料・資機材において、価格の急激な変動、国際情勢の急変や災害等による供給不足の問題が生じた場合、製造原価が上昇するのみならず、調達品の納期遅れによる工程遅延等の問題が発生する可能性があります。

特に新造船事業においては船殻構造規則の強化や環境規制に関するルール改正に伴い製造原価が上昇する傾向が続いており、また主要原材料である鋼材価格の動静が製造原価の大きな変動要因になっております。新型コロナウイルス感染症拡大の影響により一時的に不安定となっておりますが、資機材の調達環境は、当社グループ各社の製造工程に大きな混乱を与えることなく解消いたしました。足元では新造船の主材料である鋼材の価格が中国での需要急拡大や国内自動車産業の生産回復等の影響を受け、上昇圧力が強まっております。

そのため、日頃より市場動向を注視し、取引先各社と連携して長期安定調達体制を確保するとともに、価格面においてもV A / V E活動を幅広く行い、製造原価削減に取り組んでおります。

人材確保・育成

当社グループにおいて人材は重要な経営資源であり、将来を担う人材の採用・育成と円滑な技術・技能の伝承に努めておりますが、労働市場の動向によっては計画通りの人材確保ができず、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

品質保証

当社グループは、品質や安全に関する法令等を遵守し、製品の品質向上に常に努めておりますが、性能に起因する大規模な事故や不具合が発生した場合、損害賠償や訴訟費用等により多額の費用が発生し、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

労働安全衛生

当社グループは、事業所及び建設工事現場等における労働安全衛生管理に様々な対策を講じていますが、不測の事故等により重大な労働災害や健康被害が発生した場合には、生産活動に支障をきたし、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

災害

当社グループは、大規模な地震や風水害等の自然災害や火災・その他の災害等の発生に備えて設備の点検、訓練の実施、連絡体制の整備などを進めておりますが、このような災害等による生産設備の損壊、物流機能の麻痺等の直接的な被害や、電力不足が解消されないこと等の間接的な被害が発生した場合、当社グループの事業活動に支障をきたし、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

情報セキュリティ

当社グループは、事業を通じて入手した取引先等の機密情報や当社グループの設計・技術・営業等に関する機密情報を保有しており、これらの情報の保護に努めておりますが、コンピュータウィルスの感染や不正アクセス等によりこれらの情報が流出あるいは消失した場合、当社グループの業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

投資有価証券の減損

当社グループが保有する投資有価証券のうち、時価のあるものについては時価が著しく下落した場合に、時価のないものについては実質価額が著しく低下した場合に、投資有価証券評価損を計上することがあります。

当連結会計年度においては8百万円の投資有価証券評価損を特別損失として計上しております。

保有する投資有価証券については継続保有に資するかを毎年検討しており、保有の意義・合理性が乏しくなると判断される株式については、適宜、縮減を図ってまいります。

固定資産の減損

当社グループが保有する固定資産について、経営環境の変化等により将来キャッシュ・フローの見通しが低下した場合等に減損損失を計上することがあります。

当連結会計年度においては、佐世保重工業株式会社の新造船事業について2022年1月をもって休止することを決定したことから、8,269百万円の減損損失を特別損失として計上しております。

新造船事業を取り巻く環境は厳しい状況が続いておりますが、グループの事業構造の改革を強力に推し進め、収益力向上と将来キャッシュ・フローの改善につなげてまいります。

感染症の蔓延によるリスク

当社グループの従業員が新型コロナウイルスなどの感染症に罹患した場合、工場の操業停止などにより当社グループの事業活動に支障をきたし、業績および財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

これら感染症の感染防止のため、当社グループではテレワーク・時差出勤の拡大や国内外の出張禁止・自粛、工場における検温の実施等の感染症対策を実施しております。

重要事象等

当社グループは、中核である新造船事業において、世界的な需給ギャップから生じた競争環境の激化と市場価額低迷、環境規制強化への対応、新型コロナウイルス感染症の影響などにより新造船事業を取り巻く環境は非常に厳しく推移し、当連結会計年度において5期連続の営業損失およびマイナスの営業キャッシュ・フローを計上しました。

このような状況下、当社グループにおきましては、経営資源の「選択と集中」により、グループの事業構造の改革を強力に推進するため、佐世保重工業株式会社の新造船事業を2022年1月に休止することを決定いたしました。今後は同社の強みでもある艦艇修繕船事業を柱として機械事業との両輪による安定収益体制の構築を図ってまいります。

また、本年3月に中期経営計画を見直し、2021年度から2024年度までの4ヶ年の事業再構築計画を策定しております。当社グループは、事業ポートフォリオの最適化・経営資源再配分による収益安定化を図るため修繕船事業を中心に新造船の需要変動に対応する船主業への取組みや鉄構・機械事業など非造船事業の強化を図るとともに新造船事業における勝ち残り戦略を策定し、受注戦略とコスト競争力向上を柱に品質・調達や研究開発等においても強化する方針です。

なお、足元では新型コロナウイルス感染症拡大による新造船事業への悪影響は緩和され、新造船需要や船価水準は改善傾向にあり、受注環境は顕著な改善を見せております。

これらのことから、事業再構築計画を確実に実施することで業績回復に努めるとともに、当連結会計年度末の資金残高の状況および今後の資金繰りを検討した結果、国内金融機関とシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結するなど取引金融機関とは良好な関係が維持されており、翌連結会計年度末までの資金繰りに懸念はないものと判断しております。

3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当企業集団(当社および連結子会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の概要並びに経営者の視点による当企業集団の経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当企業集団(当社および連結子会社)が判断したものであります。

(1)経営成績

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により依然として厳しい状況にありましたが、一部に持ち直しの動きも見られるようになりました。欧米諸国におけるワクチン接種の本格化に伴う経済の改善がわが国経済にも好影響を与えており、国内における感染拡大防止策の進行が期待されます。

本年度の世界の海運・造船業は、新型コロナウイルス禍により海上荷動量が前年より減少した影響を受けて、年末までは低調に推移いたしました。日本造船工業会によりますと、2020年暦年の世界新造船竣工量は前年同期比12.2%減の5,822万総トン、新造船受注量は前年同期比24.2%減の3,336万総トンとなりました。特に日本の受注量は、工事量確保を最優先にした中国造船所による安値攻勢の影響もあって、前年比52.7%減と厳しい状況が続き、多くの国内造船所にとって再編や提携、生産体制や操業計画の見直し、仕事量の確保が大きな課題となりました。

2021年に入ると、漸くにして海上荷動量の回復により、船腹の需給バランスが改善されたことから、海運市況、特にドライ市況において例年閑散期である1月から3月においても海上運賃が高水準で推移し、新造船価格も昨年12月を底に上昇に転じ、日を追う毎に騰勢を強めるなど、新造船受注環境も顕著な改善を見せております。

当企業集団におきましては、経営資源の「選択と集中」をキーワードにグループの抜本的構造改革を決断し、その一環として子会社である佐世保重工業株式会社では新造船事業を既受注船の最終引渡(2022年1月予定)をもって休止、前身である海軍工廠時代から主力業務であった修繕船事業に船舶関連の経営資源を集約して、機械事業との両輪経営に転換することいたしました。

当企業集団の当連結会計年度の業績は、売上高につきましては、修繕船事業および鉄構・機械事業は前年比で増加いたしました。中核である新造船事業において、当社および連結子会社である函館どつく株式会社と佐世保重工業株式会社において受注環境に合わせて操業量を下方に調整したこと、佐世保重工業株式会社の新造船事業休止に伴い新規の新造船受注を凍結したことに加え円高の影響もあって、前年同期比で12.1%減少し98,403百万円となりました。

損益面では、グループを挙げたコスト削減活動により原価率は顕著に改善いたしました。円高による減収や低船価船の建造と最低操業量を維持するための新規受注により、営業損失は10,471百万円(前年同期は16,022百万円の営業損失)、経常損失は10,607百万円(前年同期は16,284百万円の経常損失)となり、税金等調整前当期純損失は、連結子会社佐世保重工業株式会社の新造船事業の休止方針に伴う固定資産の減損損失8,269百万円を計上した結果、18,921百万円(前年同期は17,958百万円の純損失)、親会社株主に帰属する当期純損失は18,778百万円(前年同期は18,030百万円の純損失)となりました。

当社の個別決算では、連結子会社である佐世保重工業株式会社および函館どつく株式会社の株式等の減損処理と、佐世保重工業株式会社が債務超過となったことによる債務保証損失引当金など特別損失12,173百万円を計上いたしておりますが、連結決算上では消去され影響はありません。

この結果、当期末の連結自己資本比率は35.9%、当社単体の自己資本比率は42.2%となりました。

セグメントの業績を示すと、次のとおりであります。

新造船事業

受注から完工まで1年を超える新造船事業では工事進行基準を採用しております。

当連結会計年度の売上高は74,665百万円（前年同期比17.2%減）、営業損失は9,881百万円（前年同期は15,617百万円の損失）となりました。

当連結会計年度におきましては、超大型油送船(VLCC)1隻、大型撒積運搬船2隻、中型撒積運搬船10隻、ハンディ型撒積運搬船4隻等、合計18隻を完工しました。受注面におきましては、佐世保重工業株式会社の新造船新規受注を凍結したこと、当社および函館どつく株式会社においては低船価受注を極力手控えて操業計画を下方修正したことから、大型撒積運搬船5隻、中型撒積運搬船1隻、ハンディ型撒積運搬船2隻の受注にとどめ、受注残高は107,331百万円（前年同期比22.7%減）となりました。

内外の新鋭造船所に比べてコスト競争力が見劣りする佐世保重工業株式会社の新造船事業は休止することといたしました。当社伊万里工場が建造する高付加価値船の艤装工事を必要に応じて佐世保重工業株式会社で施工するなど、グループ新造船事業資源の有効活用により需要の変化に柔軟な対応が可能で競争力の強い生産体制の整備に努めてまいります。

なお、営業力強化のために今治市に事務所を設立いたしました。

当連結会計年度における売上計上の米ドル額は697百万米ドルで、その平均レートは1米ドル当たり106円76銭であります。

修繕船事業

函館どつく株式会社と佐世保重工業株式会社が担う修繕船事業は、艦艇工事を主力に、巡視船などの官公庁船、一般商船、客船、特殊船、内航船、漁船など幅広い修繕工事に積極的に取り組んでおります。当連結会計年度の売上高は前年同期比18.9%増の12,059百万円となりましたが、損益面では佐世保重工業株式会社における特殊探査船の定期検査案件において多額の損失が発生し、営業利益は前年同期比66.6%減の120百万円にとどまりました。

佐世保重工業株式会社は、新造船事業休止に伴い建造用ドックの活用と新造船部門の人材受け入れにより修繕船の事業資源が飛躍的に強化・拡大され、函館どつく株式会社との連携強化により、両社の国内修繕船業界における存在感の拡大と収益力の向上に努めてまいります。

なお、当連結会計年度末受注残高は6,742百万円（前年同期比64.7%増）であります。

鉄構・機械事業

当連結会計年度の売上高は、近畿地方整備局ご発注の寺田高架橋（715トン）、九州地方整備局ご発注のアイランドシティ地区橋梁（598トン）などを予定通り完工し、函館どつく株式会社の鉄構・機械部門も健闘した結果、前年同期比5.3%増の6,817百万円となりましたが、日本の新造船建造量が減少したことや原材料の価格高騰により佐世保重工業株式会社の船用機器事業は収益力が低下し、営業利益は前年同期比49.7%減の293百万円となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は4,290百万円（前年同期比15.3%減）であります。

その他事業

当連結会計年度の売上高は4,862百万円（前年同期比4.6%減）、営業利益は971百万円（前年同期比24.4%減）となりました。

なお、当連結会計年度末受注残高は1,112百万円（前年同期比77.3%増）であります。

(2)生産、受注及び販売の実績

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	生産高(百万円)	前年同期増減率(%)
新造船事業	85,694	21.6
修繕船事業	11,806	20.1
鉄構・機械事業	5,072	25.9
その他事業	6,043	25.6
合計	108,615	19.0

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額は、工事完成基準で記載しております。

受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期増減率(%)	受注残高(百万円)	前期末増減率(%)
新造船事業	37,793	26.3	107,331	22.7
修繕船事業	14,707	41.1	6,742	64.7
鉄構・機械事業	6,044	0.2	4,290	15.3
その他事業	5,347	7.8	1,112	77.3
合計	63,891	12.1	119,475	19.6

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額は、工事完成基準で記載しております。

販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高(百万円)	前年同期増減率(%)
新造船事業	70,898	38.8
修繕船事業	12,059	18.9
鉄構・機械事業	6,817	5.3
その他事業	4,862	4.6
合計	94,636	31.2

- (注) 1 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。
2 上記の金額は、工事完成基準で記載しております。

(3) 財政状態

流動資産

当連結会計年度末における流動資産は、現金及び預金が減少したこと等により、前連結会計年度末比21,879百万円減少し、62,939百万円となりました。

固定資産

当連結会計年度末における固定資産は、主に有形固定資産が減少したこと等により、前連結会計年度末比4,681百万円減少し、48,623百万円となりました。

流動負債

当連結会計年度末における流動負債は、主に支払手形及び買掛金が減少したこと、前受金が減少したこと等により、前連結会計年度末比9,374百万円減少し、52,347百万円となりました。

固定負債

当連結会計年度末における固定負債は、主に長期借入金が減少したこと等により、前連結会計年度末比1,496百万円減少し、18,857百万円となりました。

純資産

当連結会計年度末における純資産は、親会社株主に帰属する当期純損失の計上等に伴い、利益剰余金が減少したこと等により、前連結会計年度末比15,690百万円減少し、40,358百万円となりました。

(4) キャッシュ・フローの状況

現金及び現金同等物につきましては、前連結会計年度末に比べ30,749百万円減少し、13,507百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、26,636百万円の資金の減少となりました。前連結会計年度末に比べ14,997百万円減少しており、これは主に売上債権が増加したことなどによるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、4,065百万円の資金の減少となりました。前連結会計年度末に比べ2,918百万円増加しており、これは主に有形固定資産の取得による支出が減少したことなどによるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、124百万円の資金の減少となりました。前連結会計年度末に比べ3,173百万円増加しており、これは主に借入れによる収入が増加したことなどによるものであります。

(5) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

財務政策

当社グループの事業活動にかかる運転資金については、主として営業キャッシュ・フローで獲得した資金を財源とし、必要に応じて不足分について銀行借入による調達を実施しております。設備投資資金等の長期的資金については、設備投資計画や事業投資計画に基づき、金利動向や既存借入金の償還時期等を総合的に勘案した上で長期借入金(や社債)等により調達することを基本方針としております。また、国内金融機関とコミットメントライン契約を締結しており、今般の新型コロナウイルス感染症などの不測の事態に対応できる体制を整えています。

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、前連結会計年度末と比較して30,749百万円減少し、13,507百万円となりました。引き続き経営資源の「選択と集中」によるグループの抜本的構造改革を推進し、財務状態の改善に努めてまいります。なお、主要な取引先金融機関とは良好な取引関係を維持しており、当面の資金繰りに懸念はないものと判断しております。

資金需要の主な内容

当社グループの資金需要は、営業活動については、鋼材や資機材などの原材料費および外注加工費、人件費のほか、技術力強化や新船型開発、品質向上のための研究開発費が主な内容となっております。投資活動については、生産効率の改善や競争力強化のための設備投資・更新等の費用があります。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成に当たって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

特に記載すべき事項はありません。

5 【研究開発活動】

当連結会計年度の研究開発活動は、顧客ニーズに対応すべく新船型や新機種の開発、既存製品の品質向上、生産性向上などを中心に取り組み、研究開発費の総額は462百万円となりました。

研究開発活動をセグメント別に示すと、次のとおりであります。

新造船事業

環境に配慮した省燃費船型の研究や既存製品の品質向上、船型開発を中心とした開発等を外部研究機関とも連携し取り組み成果をあげつつあります。研究開発費の総額は408百万円であります。

修繕船事業および鉄構・機械事業

取扱商品の拡大をねらい新たな製品等の研究開発、既存製品の品質向上を目的とした開発等を行い成果をあげつつあります。研究開発費の総額は54百万円であります。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度につきましては、熾烈化する競争に備え生産効率のさらなる改善や競争力強化のための合理化・省力化および作業環境改善等を目的として、4,634百万円の設備投資を実施いたしました。

セグメントの設備投資を示すと次のとおりであります。

新造船事業

当連結会計年度の設備投資額は、3,194百万円で、その主なものは近代化・省力化投資等であります。

修繕船事業

当連結会計年度の設備投資額は、268百万円で、その主なものは連結子会社における近代化・省力化投資等であります。

鉄構・機械事業

当連結会計年度の設備投資額は、266百万円で、その主なものは近代化・省力化投資等であります。

その他事業

当連結会計年度の設備投資額は、768百万円で、その主なものは自社保有船の代替建造、近代化・省力化投資等であります。

全社共通

当連結会計年度の設備投資額は、138百万円で、その主なものは情報ネットワーク設備等であります。

2 【主要な設備の状況】

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)	
			建物及び 構築物、 ドック船台	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他		合計
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業 鉄構・機械事業 その他事業 全社共通	各種船舶の製造設備 鉄鋼構造物の製造設備 船舶の修繕設備 事業所の什器備品及び 福利厚生施設	7,153	2,832	3,819 (641,825) [*349,864]	66	347	14,217	988
本社 (大阪市西区)	鉄構・機械事業 全社共通	本社(事務所)の什器備 品及び福利厚生施設	3	-	-	-	0	3	11
東京事務所 他 (東京都港区他)	新造船事業 鉄構・機械事業 全社共通	事務所の什器備品及び 福利厚生施設	8	-	-	-	1	9	38

- (注) 1 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。
2 土地欄の[]内の数字は借用中のもので外数であります。
3 * 借用土地のうちには港湾水域146,405㎡の占有面積を含んでおります。
4 上記の他、主要な設備のうち連結会社以外から賃借している設備の内容は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
伊万里事業所 (佐賀県伊万里市)	新造船事業	土地	17	82

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)						従業員数 (名)
				建物及び 構築物、 ドック船台	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積㎡)	リース 資産	その他	合計	
佐世保重工業(株)	本社佐世保造船所 (長崎県佐世保市) 他東京事務所、 大阪営業所	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械 事業 その他事業	各種船舶の製造 設備 船舶の修繕設備 機械の製造設備 事務所の什器備 品及び福利厚生 施設	3,022	1,134	2,013 (1,229,582)	3	113	6,285	854
函館どつく(株)	本社函館造船所 (北海道函館市) 他室蘭製作所、 東京事務所	新造船事業 修繕船事業 鉄構・機械 事業 その他事業	各種船舶の製造 設備 鉄鋼構造物の製 造設備 船舶の修繕設備 事務所の什器備 品及び福利厚生 施設	3,298	1,443	3,045 (514,262)	987	132	8,905	473

(注) 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。

(3) 在外子会社

2021年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)					従業員数 (名)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積㎡)	その他	合計	
モーニングダ イダラスナビ ゲーション社	本社 (パナマ共和国 パナマ市)	その他事業	貸渡用船舶	-	-	-	3,328	3,328	-

(注) 上記金額は有形固定資産(建設仮勘定を除く)の帳簿価額であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

該当事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	190,000,000
計	190,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末 現在発行数(株) (2021年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2021年6月24日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	69,099,551	69,099,551	東京証券取引所 (市場第一部)	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式であり ます。 単元株式数は100株でありま す。
計	69,099,551	69,099,551	-	-

(2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】

(ア) 2008年12月19日の取締役会決議に基づいて発行した第1回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 8 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	430 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2009年1月22日～ 2039年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 226.21 資本組入額 113.11	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2038年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)または(オ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要する

こ

とについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(イ) 2009年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第2回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	430 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2010年1月22日～ 2040年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 430.63 資本組入額 215.32	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2039年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ウ) 2010年12月17日の取締役会決議に基づいて発行した第3回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	435 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2011年1月22日～ 2041年1月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 321.54 資本組入額 160.77	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2040年1月22日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(工) 2011年12月16日の取締役会決議に基づいて発行した第4回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	
新株予約権の数(個)	435 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	43,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2012年1月24日～ 2042年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 218.36 資本組入額 109.18	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役または監査役の地位にある場合においても、2041年1月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(オ) 2012年12月21日の取締役会決議に基づいて発行した第5回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	7 2 1
新株予約権の数(個)	520 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	52,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2013年1月24日～ 2043年1月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 267.54 資本組入額 133.77	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2042年1月24日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(カ) 2014年2月20日の取締役会決議に基づいて発行した第6回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	7 2 3
新株予約権の数(個)	360 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	36,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2014年3月11日～ 2044年3月10日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 908.59 資本組入額 454.30	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2043年3月11日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(キ) 2014年12月19日の取締役会決議に基づいて発行した第7回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 3
新株予約権の数(個)	370 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	37,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2015年1月31日～ 2045年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,035.61 資本組入額 517.81	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2044年1月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ク) 2015年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第8回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	465 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	46,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2016年1月29日～ 2046年1月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 665.76 資本組入額 332.88	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2045年1月29日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ケ) 2016年12月16日の取締役会決議に基づいて発行した第9回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	475 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	47,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2017年1月31日～ 2047年1月30日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 689.69 資本組入額 344.85	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2046年1月31日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(コ) 2017年12月22日の取締役会決議に基づいて発行した第10回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 4
新株予約権の数(個)	495 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	49,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2018年1月25日～ 2048年1月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 694.60 資本組入額 347.30	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2047年1月25日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(サ) 2018年12月21日の取締役会決議に基づいて発行した第11回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 3
新株予約権の数(個)	590 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	59,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2019年2月2日～ 2049年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 398.64 資本組入額 199.32	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2048年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(シ) 2019年12月20日の取締役会決議に基づいて発行した第12回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 当社監査役(社外監査役を除く) 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く)	6 2 2
新株予約権の数(個)	735 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	73,500	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2020年2月4日～ 2050年2月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 196.55 資本組入額 98.28	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2049年2月4日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

(ス) 2020年12月18日の取締役会決議に基づいて発行した第13回新株予約権

	事業年度末現在 (2021年3月31日)	提出日の前月末現在 (2021年5月31日)
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する 当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	
新株予約権の数(個)	710 (注) 1	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	71,000	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。(注) 2	同左
新株予約権の行使期間	2021年2月2日～ 2051年2月1日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 132.02 資本組入額 66.01	同左
新株予約権の行使の条件	<p>新株予約権の割当てを受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができるものとする。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、2050年2月2日以降においては新株予約権を行使することができるものとする。</p> <p>新株予約権者が死亡した場合、相続人は新株予約権を承継することができる。ただし、「新株予約権割当契約」に定める条件による。</p> <p>その他の条件については、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。	同左
代用払込みに関する事項	-	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 3	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、100株である。
ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により付与株式数を調整、調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割または併合の比率}$$

- 2 新株予約権の割当日後、当社が株式分割、株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

- 3 組織再編成行為時における新株予約権の取扱い
当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割もしくは新設分割（それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。）、または株式交換もしくは株式移転（それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。）（以上を総称して以下「組織再編成行為」という。）をする場合において、組織再編成行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日、および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ。）の直前において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編成対象会社」という。）の新株予約権をそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の各号に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めることを条件とする。

交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類

再編成対象会社の普通株式とする。

新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数

組織再編成行為の条件等を勘案の上、上記（注）1 に準じて決定する。

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編成後行使価額に、上記に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編成後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編成対象会社の株式 1 株当たり 1 円とする。

新株予約権を行使することができる期間

上記新株予約権の行使期間の開始日または組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、上記新株予約権の行使期間の満了日までとする。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

(ア) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果生じる 1 円未満の端数は、これを切り上げる。

(イ) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記(ア)記載の資本金等増加限度額から上記(ア)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の承認を要する。

新株予約権の取得の事由および条件

以下の(ア)、(イ)、(ウ)、(エ)、(オ)、(カ)または(キ)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議または会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(ア) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(イ) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

(ウ) 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

(エ) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること

とについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(オ) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することまたは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(カ) 新株予約権の目的である種類の株式についての株式の併合の議案（当該種類の株式に係る単元株式数に株式の併割合を乗じて得た数に 1 に満たない端数が生ずるものに限る。）

(キ) 特別支配株主による株式等売渡請求についての承認

【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2016年6月24日 (注)1	19	69,039	4	8,112	5	33,842
2018年4月2日 (注)1	18	69,057	7	8,119	7	33,849
2018年6月22日 (注)1	43	69,100	16	8,135	16	33,865

(注) 1 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	1	29	34	372	66	30	13,672	14,204	-
所有株式数 (単元)	1,923	144,276	19,627	284,669	22,673	700	214,181	688,049	294,651
所有株式数 の割合(%)	0.28	20.97	2.85	41.37	3.3	0.1	31.13	100.00	-

(注) 1 自己株式6,448株は「個人その他」に64単元及び「単元未満株式の状況」に48株含めて記載しております。
2 証券保管振替機構名義の株式5,952株は「その他の法人」に59単元及び「単元未満株式の状況」に52株含めて記載しております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 (自己株式を除く。)の 総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本製鉄株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目6番1号	5,028	7.28
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	3,266	4.73
株式会社メタルワン	東京都千代田区丸の内2丁目7-2	3,050	4.41
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	2,233	3.23
株式会社商船三井	東京都港区虎ノ門2丁目1番1号	2,067	2.99
エア・ウォーター株式会社	大阪府大阪市中央区南船場2丁目12番8号	1,658	2.40
大和工業株式会社	兵庫県姫路市大津区吉美380番地	1,626	2.35
東京海上日動火災保険株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目2番1号	1,529	2.21
三菱重工業株式会社	東京都千代田区丸の内3丁目2番3号	1,413	2.05
日本郵船株式会社	東京都千代田区丸の内2丁目3-2	1,200	1.74
計	-	23,070	33.39

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 6,400	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 68,798,500	687,985	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
単元未満株式	普通株式 294,651	-	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
発行済株式総数	69,099,551	-	-
総株主の議決権	-	687,985	-

(注)「完全議決権株式(その他)」の「株式数」の欄には、証券保管振替機構名義の株式5,900株が含まれております。
「単元未満株式」の「株式数」の欄には、当社保有の自己株式48株が含まれております。

【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) 株名村造船所	大阪市西区立売堀二丁目1番9号	6,400	-	6,400	0.01
計	-	6,400	-	6,400	0.01

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号による取得

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)
当事業年度における取得自己株式	954	158
当期間における取得自己株式	225	43

(注) 当期間における取得自己株式には2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額(千円)	株式数(株)	処分価額の総額(千円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	-	-
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	-	-
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	-	-	-	-
その他(単元未満株式の売渡請求による売渡)	10	7	-	-
その他(新株予約権の権利行使)	10,700	7,559	-	-
保有自己株式数	6,448	-	6,673	-

(注) 当期間における保有自己株式には2021年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取による株式は含めておりません。

3 【配当政策】

収益実績と予想、将来の事業展開などを総合的に勘案しつつ、株主各位に対する利益還元である配当と事業機会に即応できる体質強化のための内部留保等にも留意し、適正な利益配分を実施することを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

剰余金の配当につきましては、安定的な継続配当を主眼としつつ、業績や配当性向、今後の事業戦略、財務体質などを総合的に勘案して決定しております。

しかしながら当期の剰余金の配当につきましては、当期の業績等に鑑み見送ることとさせていただきます。

なお、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当企業集団のコーポレート・ガバナンスに関しては、法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は取締役会・監査役（監査役会）設置会社であり、取締役会の監視機能強化の観点から社外取締役を2名選任しております。社外取締役が客観的に当社の意思決定および業務執行を監督することで企業価値を高めることができると考えております。また、監査役が取締役会のほか執行役員会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べるができる体制をとっているほか、常勤監査役が部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続につきましても審議段階から意見を述べるができることとして監査機能の強化を図り、また執行役員制度を採用することにより、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現しております。

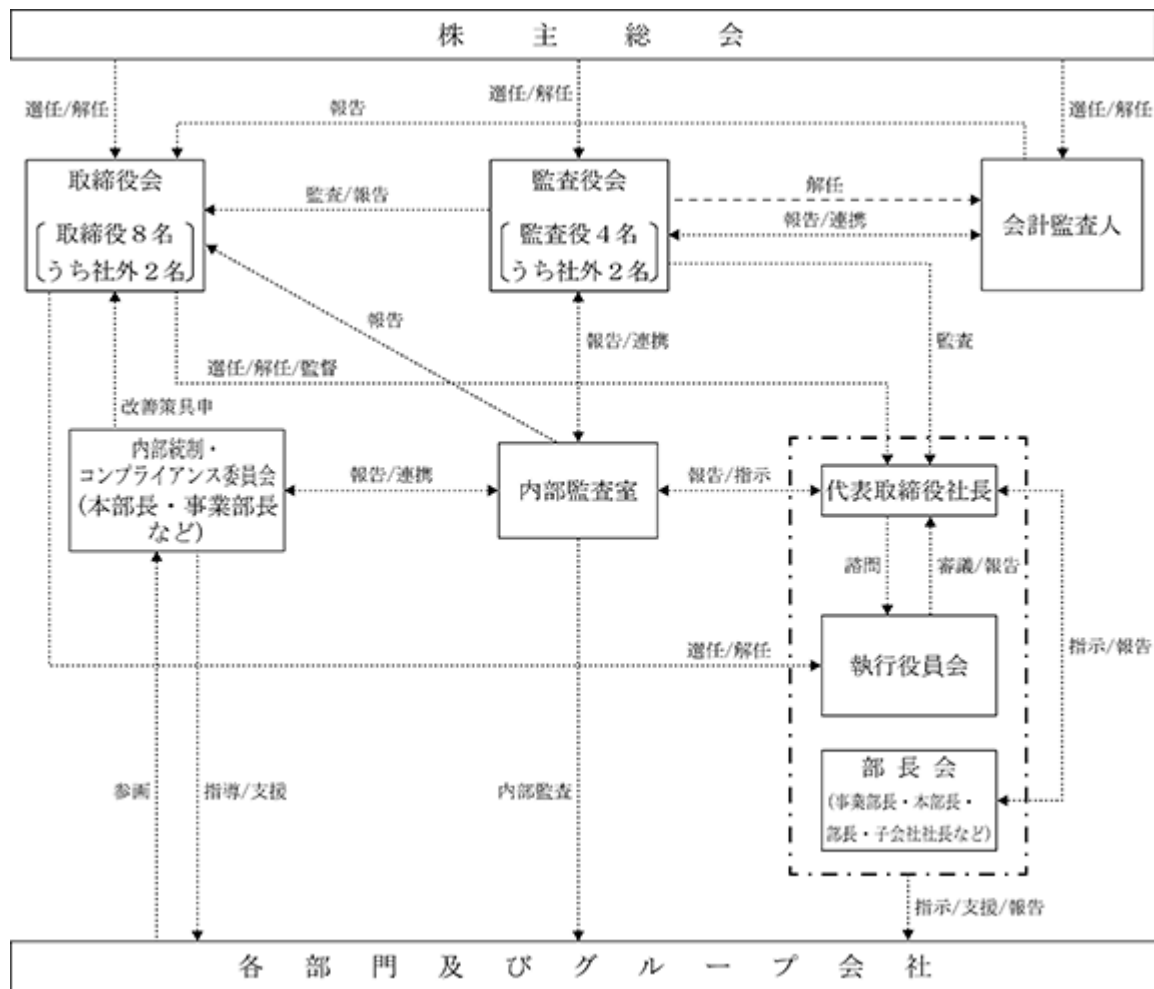
当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次の通りであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い2名の社外取締役（いずれも東京証券取引所規則の定める独立役員）を選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

当社コーポレート・ガバナンス体制についての模式図は次のとおりであります。



企業統治に関するその他事項

当社の内部統制システムにつきましては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室（4名）を中心に、評価およびその維持・改善を行っております。

内部監査室が法令、定款、社内規程等の遵守状況を計画的に監査し、その結果を内部統制・コンプライアンス委員会のほか取締役会および監査役に報告しています。なお、改善すべき事項を発見したときは、内部統制・コンプライアンス委員会が改善策を策定し、取締役会に諮るものとします。

また、内部統制・コンプライアンス委員会のもと、平素より継続的に社内研修を実施するとともに内部通報制度（申告者に対して不利益となる取り扱いをしない旨を定めた通称「ヘルプ・ハッチ」）を設け、コンプライアンス体制の充実を図っております。

当社のリスク管理体制は、内部監査室が内部監査計画に基づき、当社および各子会社の内部監査を実施し、3カ月毎に内部統制・コンプライアンス委員会で報告・審議を行った後、取締役会に報告して情報の共有化を図っております。

当事業年度につきましては、内部統制・コンプライアンス委員会を4回開催しております。

また、当企業集団の事業を脅かす不測の事態を未然に防止するとともに、危機発生時における迅速な対応および被害の最小化を図るため、2015年4月に「危機管理規程」を整備し、リスクが顕在化した場合の影響度が大きい自然災害、設備事故、重大事故、情報システム事故を重点リスクとして、継続的なリスク管理活動に取り組んでおります。

また、当社の子会社の業務の適正を確保するため、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会の場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会の場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

なお、当社は、会社法第427条第1項の規定に基づき、各社外取締役および各社外監査役との間において、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等が損害賠償請求がなされたことにより被る法律上の損害賠償金および争訟費用による損害等について、当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役、執行役員および管理職従業員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

取締役に関する事項

当社は取締役の定員を15名以内とする旨を定款で定め、取締役の選任決議について株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらないものとする旨を定款で定めております。また、株主総会の円滑な運営を行うため、株主総会の特別決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款で定めております。

株主総会決議に関する事項

当社は自己の株式の取得につきましては、機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。また、株主への機動的な利益配分を行うため、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当を行うことができる旨定款に定めております。

株式会社の支配に関する基本方針

a. 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社グループの財務および事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

この観点から当社の企業価値・株主共同の利益に資さない当社株式等の大量取得を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量取得に対しては、必要かつ相当な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

b. 会社財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要 (当社の企業価値の源泉について)

当社は、1911年(明治44年)の創業以来今日まで、「存在感」を経営理念として、船舶の製造を基軸とした事業活動を営んでおり、顧客のニーズに応えた高品質の船舶を長年に亘り安定的に製造・供給することを基軸とする経営を続けることにより顧客の信頼を獲得し、全社一丸となって企業価値の向上に努めてまいりました。当社の企業価値の源泉は、具体的には以下の点にあると考えております。

第一に、わが国の主要海運会社をはじめとする国内外の顧客との長期的視野に立った緊密な相互信頼関係にあります。

第二に、高品質の製品を安定的に供給するためには、わが国の大手製鉄会社をはじめとする船用資機材供給者との信頼関係に基づく中・長期的かつ安定的な取引関係が重要です。

第三に、顧客ニーズを的確に捉えた高品質な製品を開発・受注・製造するための、開発力・技術力および生産管理ノウハウです。

第四に、地域社会との良好な相互関係が重要です。

以上のように、当社は、顧客、船用資機材供給者などの取引先、従業員も含めたステークホルダーを対象として包含する「顧客信頼度」というキーワードを掲げて経営を続けております。

(企業価値向上のための取組み)

2020年度から2022年度までの3ヶ年間の中期経営計画「生き抜き飛躍!」は、当初策定時は過剰船腹の調整が進み新造船船価の回復や新型コロナウイルスの収束により世界貿易を担う輸送が正常化に向かい、新造船需要も回復するものと想定しておりました。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の再拡大に伴い世界経済の低迷や米中摩擦の激化などの要因が重なり海上荷動量が減少し、新造船需要が低迷するなど取巻く事業環境が大きく変わっております。

このような背景から、経営資源の選択と集中による事業再構築を推し進め、本年2月の公表のとおり当社連結子会社である佐世保重工業株式会社の新造船事業を休止し(2022年1月予定)、同社の強みでもある艦艇修繕船事業を柱として機械事業との両輪による安定収益体制の構築を図ることとし、また、本年3月に中期経営計画を見直し、2021年度から2024年度までの4ヶ年間の事業再構築計画を策定しております。

事業ポートフォリオの最適化・経営資源再配分による収益安定化を図るため修繕船事業を中心に新造船の需要変動に対応する船主業への取組みや鉄構・機械事業など非造船事業の強化を図るとともに新造船事業における

勝ち残り戦略を策定し、受注戦略とコスト競争力向上を柱に品質・調達や研究開発等においても強化する方針です。

(コーポレート・ガバナンスの強化)

当社は法令遵守が企業の基本的かつ最低限の社会的責務であるとの考え方に立っており、適法・適正かつ透明性の高い経営を保つことにより株主、取引先および社会の信頼を得ることが企業の発展と企業価値の向上に繋がるものと確信しております。

このような考えの下、当社では豊かな社会創りに貢献するとともに、コンプライアンスの推進・実行を図るため、すべての役員・従業員が遵守すべき企業行動の基本原則および行動指針として「株式会社名村造船所 行動憲章および行動指針」を定め、さらなる企業倫理の確立と社会責任の遂行に努めております。

また、コンプライアンスとそのリスク管理、財務報告の適正性等の促進に関しては、内部統制・コンプライアンス委員会と内部監査室を中心に、内部統制システムの評価およびその維持・改善を行っております。

当社の経営上の意思決定、業務執行および監督に係わる経営管理組織体制等の状況は次のとおりであります。

取締役会は、原則として毎月1回、監査役出席の下、重要な業務執行について、適法性、妥当性、効率性、戦略性、社会性および適正性等について十分に審議を尽くした後に決するとともに、取締役の職務執行を監督しております。なお、独立性の高い社外取締役を2名選任し、当社経営の意思決定の妥当性および当社経営に対する監督の有効性を確保しております。さらに、取締役会は実効性についての評価・分析を毎年実施することとし、評価・分析の結果を今後の改善につなげます。

また、執行役員制度を採用して、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離・強化することで迅速な意思決定と事業遂行を実現し、企業価値の最大化を目指しております。

さらに執行役員会を原則として月1回執り行い、経営に関する重要業務の執行に関する審議を尽くしております。

企業グループの経営状況の監督については、担当の取締役または執行役員が往査するほか、各社の経営状況を3ヶ月に1回執行役員会場で担当の取締役または執行役員より、また、6ヶ月に1回開催される部長・関係会社報告会場でグループ各社の代表者より報告せしめ、実態の把握と的確な経営管理および業務執行を監督・指導しております。

監査役の業務監査および会計監査については、常勤監査役が執行役員会、部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続についても審議段階から意見を述べるができることとし、監査機能の強化を図っております。なお、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意思の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。また、監査役2名が非常勤の社外監査役であり、社外監査役と当社間に取引関係その他利害関係はありません。

c. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、上記 a. の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定を支配されることを防止するための取組みとして、当社株式等の大量取得が行われる場合に、株主の皆様が適切な判断をするために必要・十分な情報と時間を確保するとともに、買収者との交渉の機会を確保すること等を通じて、当社の企業価値・株主共同の利益に反する買収を抑止し、当社の企業価値を向上させ、株主共同の利益を確保することを目的とし、当社株式等の20%以上を取得しようとする者が現れた際に、買収者に事前の情報提供を求める等、上記の目的を実現するために必要な手続きを定めております。

なお、現行の対応方針の詳細については、2020年5月22日付「当社株式等の大量取得行為に関する対応策（買収防衛策）の更新について」をご参照ください。

(当社ホームページ：<https://www.namura.co.jp/>)

d．上記各取組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

(基本方針の実現に資する特別な取組みについて)

企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。

従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

(基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みについて)

・当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、当社株式等に対する買付等がなされた際に、当該買付等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要な情報や時間を確保したり、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保するための枠組みであり、基本方針に沿うものです。

・当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

当社は、以下の理由により、当該取組みは、当社株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

ア．買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

イ．株主意思を重視するものであること

ウ．独立委員会による判断の重視と情報開示

エ．合理的な客観的要件の設定

オ．第三者専門家の意見の取得

カ．デッドハンド型・スローハンド型の買収防衛策ではないこと

(2) 【役員の状況】

役員一覧

男性12名 女性 名 (役員のうち女性の比率 %)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株数(株)
代表取締役会長	名村建彦	1941年1月5日生	1964年4月 丸紅飯田(株)(現 丸紅(株))入社 1986年4月 同社船舶第二部企画調整室長 1987年1月 当社入社特別顧問 1987年6月 取締役副社長 1988年6月 代表取締役社長 2001年6月 函館どつく(株)取締役 2008年3月 同社取締役会長(現) 2010年4月 代表取締役会長兼社長 2011年4月 代表取締役会長(現) 2014年10月 佐世保重工業(株)代表取締役会長(現)	(注)5	320,188
代表取締役社長	名村建介	1973年6月15日生	1997年4月 当社入社 2004年4月 経営業務本部経営管理部長 2005年6月 取締役執行役員経営業務本部経営管理部長 2006年4月 取締役執行役員経営業務本部副本部長 2006年10月 取締役執行役員経営業務本部長 2007年4月 取締役常務執行役員経営業務本部長 2008年4月 取締役専務執行役員経営業務本部長 2008年6月 函館どつく(株)監査役 2009年10月 取締役専務執行役員経営業務本部・生産業務本部統轄 2010年4月 代表取締役副社長社長補佐兼経営業務本部・生産業務本部統轄 2011年4月 代表取締役社長(現) 2014年10月 佐世保重工業(株)代表取締役社長(現) 2016年6月 函館どつく(株)取締役(現)	(注)5	80,962
代表取締役副社長 社長補佐兼 グループ新造船 事業統轄兼 船舶海洋事業部長	吉岡修三	1950年12月19日生	1973年10月 当社入社 2005年6月 執行役員船舶海洋事業部副事業部長 2006年4月 執行役員船舶海洋事業部長 2006年6月 取締役執行役員船舶海洋事業部長 2007年4月 取締役常務執行役員船舶海洋事業部長 2008年3月 函館どつく(株)取締役(現) 2010年4月 取締役専務執行役員伊万里事業所長兼ISO総括兼船舶海洋事業部長 2010年6月 代表取締役専務伊万里事業所長兼ISO総括兼船舶海洋事業部長 2011年4月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部・鉄構事業部統轄兼伊万里事業所長 2012年4月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼生産業務本部管掌 2014年4月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長 2014年6月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼伊万里事業所長 2014年10月 代表取締役副社長社長補佐兼船舶海洋事業部長兼製造本部長 2016年4月 佐世保重工業(株)取締役 2016年4月 代表取締役副社長社長補佐兼グループ新造船事業統轄兼船舶海洋事業部長(現) 2020年4月 佐世保重工業(株)取締役副社長社長補佐兼新造船事業部・生産管理本部統轄(現)	(注)6	67,470

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
取締役 専務執行役員 生産業務本官掌 兼伊万里事業所長 兼ISO総括	力 武 光 男	1954年5月4日生	1973年4月 当社入社 2007年4月 生産業務本部資材部長 2011年4月 執行役員生産業務本部副本部長兼資材部長 2013年4月 執行役員生産業務本部長 2013年6月 取締役執行役員生産業務本部長 2014年4月 取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所副事業所長兼ISO総括 2014年10月 取締役常務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所長兼ISO総括 2017年4月 取締役専務執行役員生産業務本部長兼伊万里事業所長兼ISO総括 2020年4月 取締役専務執行役員生産業務本部官掌兼伊万里事業所長兼ISO総括(現)	(注)5	46,313
取締役 専務執行役員 船舶海洋事業部 副事業部長 兼営業本部長	間 淵 重 文	1959年9月21日生	1982年4月 丸紅(株)入社 2006年4月 同社船舶部長 2011年4月 同社台湾会社社長 2015年4月 当社入社執行役員待遇船舶海洋事業部営業本部副本部長 2016年4月 執行役員船舶海洋事業部営業本部副本部長 2018年4月 執行役員船舶海洋事業部営業本部長 2018年6月 取締役執行役員船舶海洋事業部営業本部長兼東京事務所長 2019年4月 取締役常務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長 2020年4月 取締役専務執行役員船舶海洋事業部副事業部長兼営業本部長(現)	(注)6	9,333
取締役 執行役員 経營業務本部長 兼企画部長 兼東京事務所長	向 周	1969年12月11日生	1994年4月 当社入社 2013年4月 経營業務本部経営管理部長 2017年4月 経營業務本部企画部長 2020年4月 経營業務本部長代行 2020年6月 兼企画部長兼東京事務所長 佐世保重工業(株)監査役(現) 2020年7月 函館どつく(株)監査役(現) 執行役員経營業務本部長 兼企画部長兼東京事務所長 2021年6月 取締役執行役員経營業務本部長 兼企画部長兼東京事務所長(現)	(注)5	7,701
取締役	鈴 木 輝 雄	1947年2月1日生	1972年4月 判事補任官 1982年4月 神戸地方裁判所判事 1984年4月 同上退官、弁護士登録 2003年6月 (株)スパンドニクス社外監査役(現) 2008年11月 ピー・アンド・ジー(株)社外監査役(現) プロクター・アンド・ギャンブル・ジャパン(株)社外監査役 2009年11月 鈴木法律事務所設立(現) 2014年6月 当社取締役(現)	(注)6	-
取締役	古 川 芳 孝	1965年11月12日生	1995年3月 九州大学工学部助教授 2008年2月 九州大学大学院工学研究院教授(現) 2016年6月 当社取締役(現) 2017年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会理事 2021年5月 公益社団法人日本船舶海洋工学会西部支部副支部長(現)	(注)6	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数(株)
常勤監査役	福田 綱 吉	1952年10月17日生	1975年4月 当社入社 2002年4月 経営業務本部総務部長 2009年10月 内部監査室長 2010年4月 内部監査室長兼伊万里事業所副事業所長 2012年4月 執行役員内部監査室長兼伊万里事業所副事業所長 2013年4月 執行役員内部監査室長 2018年4月 顧問 2018年6月 常勤監査役(現)	(注) 8	22,444
常勤監査役	池 邊 吉 博	1954年4月3日生	1978年4月 丸紅(株)入社 2007年4月 同社法務部長 2011年4月 同社参与法務部担当役員補佐 2014年4月 当社入社経営業務本部副本部長 2014年6月 執行役員経営業務本部副本部長 2014年10月 執行役員経営業務本部長 2015年6月 取締役執行役員グループ最高財務責任者兼経営業務本部長 2018年7月 函館どつく(株)監査役 2019年4月 取締役常務執行役員グループ最高財務責任者兼経営業務本部長兼本社長 2020年4月 取締役常務執行役員経営業務本部長兼グループ最高コンプライアンス責任者兼東京事務所長 2020年6月 取締役常務執行役員グループ最高コンプライアンス責任者 2020年6月 常勤監査役(現)	(注) 7	14,895
監査役	山 下 公 央	1951年2月18日生	1974年4月 (株)三和銀行(現 (株)三菱UFJ銀行) 入行 2004年7月 (株)UFJホールディングス(現 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ) 執行役員リスク統括部・コンプライアンス統括部担当 2005年6月 カブドットコム証券(株)(現 auカブコム証券(株)) 社外取締役(取締役会長) 2010年6月 雄洋海運(株)(現 JXオーシャン(株)) 社外監査役 大阪証券金融(株)(現 日本証券金融(株)) 社外監査役 2012年6月 (株)みどり会社社外監査役 2012年6月 三信(株)社外監査役 2014年6月 当社監査役(現) 2017年6月 (株)NSD社外取締役(現) 2017年10月 セルソース(株)社外監査役(現)	(注) 7	-
監査役	大 保 政 二	1965年7月5日生	1991年9月 中央新光監査法人入所 1999年3月 公認会計士登録 1999年4月 (株)三和総合研究所(現 三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株))入社 2002年4月 東京北斗監査法人(現 仰星監査法人)入所 2006年1月 大保公認会計士事務所設立 2011年6月 恵和(株)社外監査役 2016年10月 仰星監査法人社員(現) 2020年6月 当社監査役(現)	(注) 7	-
計					569,306

- (注) 1 代表取締役社長 名村建介は、代表取締役会長 名村建彦の長男であります。
2 取締役 鈴木輝雄及び取締役 古川芳孝は社外取締役であります。
3 監査役 山下公央及び監査役 大保政二は社外監査役であります。
4 2005年6月から執行役員制度を導入しております。執行役員は取締役兼務の執行役員他4名で構成されております。
5 取締役の任期は、2021年3月期に係る定時株主総会終結の時から2023年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
6 取締役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
7 監査役の任期は、2020年3月期に係る定時株主総会終結の時から2024年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
8 監査役の任期は、2018年3月期に係る定時株主総会終結の時から2022年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。

社外役員の状況

当社の社外取締役は2名であり、鈴木輝雄氏につきましては、株式会社スバンドニクス、ピー・アンド・ジー株式会社の社外監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は裁判官・弁護士としての経験・識見が豊富であり、法令を含む企業社会全体を踏まえた客観的視点で、独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であり、取締役会の透明性の向上および監督機能の強化に繋がるものと判断しております。古川芳孝氏につきましては、九州大学大学院教授および公益社団法人日本船舶海洋工学会西部支部副支部長を兼任しております。当社は、九州大学に対し、研究支援目的の寄付を行っておりますが、金額が僅少であり、当社の定める独立性判断基準に抵触しておらず、当社と特別な利害関係を有するものではありません。同氏は九州大学大学院の教授として船舶に関する研究等を行っており、船舶の専門家としての経験・識見が豊富であり、業務執行から独立した立場で当社経営の重要事項の決定に有用な意見・助言をいただけると判断しております。

当社の社外監査役は2名であり、山下公央氏につきましては、株式会社NSD社外取締役およびセルソース株式会社社外監査役を兼任しておりますが、当社と人的関係、資本関係、取引関係及びその他利害関係を有するものではありません。同氏は、長年に亘る銀行勤務により培われた経験に基づき、リスク管理、財務会計に関する相当程度の知見および取引管理の知見を有しているため社外監査役として経営の監視機能を十分果たし得ると判断しております。大保政二氏は、公認会計士としての専門的な見地から社外監査役・独立役員としての職務を適切に遂行できると判断しております。

当社では、社外取締役および社外監査役を選任するための独立性に関する基準を以下のとおり定めております。

- ア．現在または過去10年間に於いて、当社および当社の子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)であった者
- イ．当社グループを主要な取引先とする者(注2)またはその業務執行者
- ウ．当社グループの主要な取引先(注3)またはその業務執行者
- エ．当社の大株主(総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者)またはその業務執行者
- オ．当社グループが総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有している者またはその業務執行者
- カ．当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産(注4)を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- キ．当社グループの会計監査人である監査法人に所属する者
- ク．当社グループから多額の寄付(注5)を受けている者(当該寄付を受けている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。)
- ケ．当社グループの業務執行者が他の会社において社外役員に就いている場合における当該他の会社の業務執行者
- コ．過去3年間に於いて、上記イ．からケ．までに該当していた者
- サ．上記イ．からコ．に該当する者(重要な地位にある者(注6)に限る)の配偶者または二等親等以内の親族

- (注1)業務執行者とは、法人その他の団体の取締役、執行役、執行役員、業務を執行する社員、理事、その他これらに準じる者および使用人等の業務を執行する者をいう。
- (注2)当社グループを主要な取引とする者とは、当社グループに対して製品またサービスを提供している取引先グループ(直接の取引先が属する連結グループに属する者をいう。以下同じ。)であって、直近事業年度における取引額が、当該取引先グループの年間売上高の2%を超える者をいう。
- (注3)当社グループの主要な取引先とは、当社グループが製品またはサービスを提供している取引先グループであって、直近事業年度における取引が、当社グループの年間売上高の2%を超える者、直近事業年度における借入額が、当社グループの連結総資産の2%を超える者をいう。
- (注4)多額の金銭その他の財産とは、直近事業年度における、役員報酬以外の年間1,000万円を超える金銭その他の財産上の利益をいう。(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体の直近事業年度における総収入額の2%を超える金銭その他の財産上の利益をいう。)
- (注5)多額の寄付とは、過去3事業年度の平均で年間1,000万円またはその者の直近事業年度における総収入額の2%のいずれか高い方の額を超える寄付をいう。
- (注6)重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員および部長職以上の上級管理職にある使用人並びに監査法人または会計事務所に所属する者のうち公認会計士、法律事務所に所属する者のうち弁護士、その他同等の重要性を持つと客観的・合理的に判断される者をいう。

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会に出席し、客観的に当社の意思決定および業務執行を監督するとともに、監査役および会計監査人・内部統制部門を担当する取締役等と適宜意見交換を行っております。

社外監査役は、会計監査人から監査結果の報告を受けるほか、定期的・臨時的な情報・意見の交換を行うなど、監査役・会計監査人間で緊密な連携をとっております。

(3) 【監査の状況】

監査役監査の状況

監査役は業務監査および会計監査につきましては、常勤監査役が取締役会・執行役員会の他部長会等の重要な会議に出席して必要に応じて意見を述べ、稟議書などの決裁手続につきましても審議段階から意見を述べることができることとし、監査機能の強化を図っております。常勤監査役は、社内に精通し経営に対する理解が深く、財務会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度において当社は監査役会を14回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
福田 綱吉	14回	14回
池邊 吉博	10回	10回
山下 公央	14回	13回
大保 政二	10回	10回

また2名の非常勤の社外監査役は、経営陣から一定の距離にある外部者の立場で取締役会・執行役員会に出席し、山下公央氏は長年に亘る銀行勤務により培われたリスク管理、財務会計に関する知見および取引管理の知見に基づき、大保政二氏は公認会計士としての財務及び会計に関する知見に基づき、それぞれ取締役の職務執行につき必要に応じて質疑応答を行うことにより、経営監視の実効性を高めております。

なお、監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名を選任しております。

内部監査の状況

内部監査につきましては、内部監査室(4名)が中心となり、内部統制の監査とともに業務の執行が各種法令に基づき適法に処理されているかを監査し、指導・是正・勧告などを行っております。取締役、監査役とも協議し、必要に応じて会計監査人、顧問弁護士等外部機関を交えて検討を重ねた上で、適正に判断する体制をとっております。

会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

50年間

c. 業務を執行した公認会計士

藤川 賢氏

藤井 秀吏氏

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士 8 名、会計士試験合格者10名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

会計監査人につきましては、品質管理体制、独立性、専門性および当社事業への理解度等を総合的に勘案のうえ、選定しております。

なお、監査役会は会計監査人が会社法第340条第 1 項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提案いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役および監査役会は、会計監査人に対して年 2 回（中間・期末）評価を行っております。主な評価項目は、品質管理体制、独立性、監査役とのコミュニケーション等であります。

監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	43	1	43	3
連結子会社	34		34	
計	77	1	77	3

（前連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、英文財務諸表作成における指導・助言であります。

（当連結会計年度）

当社における非監査業務の内容は、「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する指導・助言、英文財務諸表作成における指導・助言であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワークに対する報酬

特記すべき事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

特記すべき事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

特記事項はありませんが、監査日数等を勘案したうえで決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

当社監査役会は、取締役、社内関係部門および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、前事業年度の監査実績の差異分析、評価を行い、当事業年度の監査計画における監査時間、配員計画および報酬額の見積の妥当性などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について適切であると判断し、会社法第399条第1項の同意を行っています。

(4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

a. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は取締役会決議により、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めております。

当社の取締役の報酬は、株主の負託に応えるべく、適切な人材の確保・維持、業績向上へのインセンティブの観点を考慮し、取締役の職位を踏まえた報酬体系、報酬水準とすることを基本方針としております。具体的には、社外取締役を除く取締役の報酬は、固定報酬となる月額報酬、業績連動報酬（賞与）および株式報酬型ストックオプションにより構成し、社外取締役の報酬はその役割・職務の内容を勘案し、固定報酬としての月額報酬のみとしております。

当社の取締役の基本報酬は固定報酬となる月額報酬とし、役位・職責に応じて他社水準、従業員給与の水準等を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

業績連動報酬（賞与）は、当社グループの業績と直接連動させるため業績指標（連結営業利益）を反映した現金報酬とし、事業環境の見通し等を勘案して支給の是非を決定するものとしております。支給額は各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に支給するものとしております。

非金銭報酬等は株式報酬型ストックオプションとし、当社グループの中長期的な成長と企業価値向上のためのモチベーションを高めるとともに株主との利害の共通化を促進する観点から付与するものとしております。付与個数は、各取締役の役位・職責に基づいて決定し、毎年、一定の時期に付与しております。

固定報酬および単年度の業績指標に連動する業績連動報酬（賞与）ならびに中長期インセンティブ報酬である株式報酬型ストックオプションの割合は、事業環境や財務状況、剰余金の配当状況を踏まえ、基本方針に相応しい割合とするものといたします。

b. 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額（賞与を含む）については、2010年6月24日開催の第111回定時株主総会において年額300百万円（ただし、使用人分給与は含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の取締役の員数は7名です。）

社外取締役を除く取締役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2012年6月26日開催の第113回定時株主総会において年額120百万円（ただし、使用人分として付与される株式報酬型ストックオプションは含まない）の範囲内で取締役会に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外取締役ではない取締役の員数は7名です。）

監査役の報酬限度額（賞与を含む）については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額60百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の監査役の員数は4名です。）

社外監査役を除く監査役に対する株式報酬型ストックオプションに関する報酬限度額については、2008年6月26日開催の第109回定時株主総会において年額6百万円の範囲内で監査役の協議に一任する旨の決議をいただいております。（同定時株主総会終結時の社外監査役を除く監査役の員数は2名です。）

c. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

固定報酬および業績連動報酬(賞与)の個人別の金額については、取締役の職位を踏まえた評価を反映するため、取締役会決議に基づき代表取締役社長 名村建介がその具体的内容の決定についての委任を受けております。

取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、独立社外取締役に對し説明を行い、適切な助言を得るものとしており、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、非金銭報酬等(株式報酬型ストックオプション)は、取締役会決議により各取締役の割当個数を決定しております。

d. 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬(賞与)は、当グループの業績と直接連動させるため、前年度の営業利益の金額を指標とするほか、当年度の営業利益予想金額、剰余金の配当、事業環境と以降の見通し等を総合的に勘案した上で支給の是非を決定します。業績連動報酬(賞与)の額は、各取締役の役位・職責に基づいて決定しております。

なお、当事業年度における業績連動報酬(賞与)につきましては、前年度(2020年3月期)の連結営業損益が16,022百万円の損失であったため、支給しておりません。

e. 非金銭報酬等の内容

当事業年度においては第13回新株予約権を交付しており、その主な内容は次の通りです

	新株予約権の目的となる株式の種類と数	新株予約権の権利行使期間
第13回新株予約権	普通株式 68,000株	2021年2月2日から 2051年2月1日まで

(注) 主な新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過するまでに限り、新株予約権を行使することができます。ただし、新株予約権者が当社の取締役、監査役または執行役員の地位にある場合においても、新株予約権の割当日の30年後以降においては新株予約権を行使することができます。

提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額(百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)			対象となる役員の員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	株式報酬型ストックオプション	
取締役 (社外取締役を除く。)	159	152		7	6
監査役 (社外監査役を除く。)	12	12		0	3
社外役員	20	20			5

提出会社の役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が100百万円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

使用人兼務役員の使用人給与

総額(百万円)	対象となる役員の員数(名)	内容
52	3	使用人分の基本給与、賞与及び退職給付費用

(5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を「保有目的が純投資目的である投資株式」と区分し、それ以外の株式を「保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式」と区分しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

- a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社が純投資目的以外の目的で保有する株式は、当該株式を保有することで当社グループにとって取引先との中長期的な関係維持、取引拡大等が可能となることにより当社グループの企業価値を高め、株主・投資家をはじめとするステークホルダーの利益に繋がると考えられるものであることを方針としております。なお、保有の意義・合理性が乏しくなったと判断される株式については、適宜「保有目的が純投資目的である投資株式」の区分に移動させます。

また、上場株式については保有目的が適切か、投資先企業との円滑かつ良好な関係維持、取引拡大など事業戦略に係る定性的な観点のほか、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、継続保有に資するかを毎年検討の上、定期的に取り締役に報告するものとしております。

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	8	207
非上場株式以外の株式	25	6,640

- c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三菱UFJ フィナンシャル グループ	2,345,340	2,345,340	同社グループの(株)三菱UFJ銀行との間で借入等の銀行取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無(注)3
	1,388	945		
三菱商事(株)	169,869	169,869	新造船商談の仲介や同社グループの(株)メタルワンを通じて鋼材の調達等の取引を行っており、同グループとの良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無(注)3
	532	389		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
日本製鉄(株)	407,700	407,700	鋼材の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	769	377		
川崎汽船(株)	380,000	380,000	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	963	309		
(株)商船三井	148,507	148,507	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	575	259		
明治海運(株)	726,900	726,900	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため追加で取得いたしました。	無(注)3
	358	250		
三菱重工業(株)	70,000	70,000	同社グループの三菱重工マリンマシナリ(株)との間で船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	241	191		
日本郵船(株)	142,889	142,889	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	539	184		
(株)エア・ウォーター	113,400	113,400	産業ガスの購入等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	220	169		
(株)ジャパンエンジンコーポレーション	280,000	280,000	新造船事業において環境規制への対応や燃費性能の向上が求められる中で、船用低速エンジンを得意分野とする同社との関係を強化し、高付加価値の商品開発を促進させることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	305	114		
出光興産(株)	38,000	38,000	同社グループの出光タンカー(株)と船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	108	94		
(株)中北製作所	38,400	38,400	船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	105	80		
(株)日阪製作所	103,600	103,600	船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	88	76		
NSユニテッド海運(株)	45,450	45,450	船舶の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	86	63		
(株)奥村組	27,600	27,600	鉄構の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	81	62		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	当社の株式の保有の有無
	株式数(株)	株式数(株)		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
(株)三井E&Sホールディングス	92,900	92,900	同社グループの(株)三井E&Sマシナリーを通じて船用エンジンの調達等の取引のほか、同社グループの三井住友建設鉄構エンジニアリング(株)と共同企業体(JV)を組成して鉄構の建造等を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	52	48		
木村化工機(株)	110,000	110,000	今後の取引検討を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	83	48		
小野建(株)	39,600	39,600	鋼材の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資することから、同社株式を新たに取得いたしました。	有
	55	45		
小池酸素工業(株)	11,200	11,200	船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資することから、同社株式を新たに取得いたしました。	有
	26	23		
(株)佐賀銀行	9,394	9,394	借入等の銀行取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	14	11		
T I S(株)	14,400	4,800	当社グループの名村情報システム(株)において取引を行っており、当社グループとして同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。株式数の増加は、株式分割により株式数が増加しております。	無
	38	9		
(株)大林組	6,782	6,782	鉄構の建造等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無
	7	6		
双日(株)	15,195	15,195	同社グループの双日マシナリー(株)を通じて船用機器の取引や新造船商談の仲介を頂いており、同社グループとの良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	無(注)3
	5	4		
(株)サクラ	200	200	船用機器の調達等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	0	0		
(株)くろがね工作所	200	200	事務用什器の購入等の取引を行っており、同社との良好な取引関係の維持・強化を図ることが当社の中長期的な企業価値向上に資するため保有しております。	有
	0	0		

- (注) 1 定量的な保有効果は個別の取引条件を開示できないため記載が困難であります。
2 保有の合理性は個別銘柄毎に保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、取締役会に報告しております。
3 (株)三菱UFJフィナンシャルグループ、三菱商事(株)、明治海運(株)および双日(株)は当社株式を保有していませんが、それぞれの子会社は当社株式を保有しております。

第5 【経理の状況】

1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。以下、「連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下、「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の連結財務諸表及び事業年度(2020年4月1日から2021年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準の内容を適切に把握できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、連結財務諸表等の適正性を確保しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,256	13,507
受取手形及び売掛金	28,165	34,355
商品及び製品	61	58
仕掛品	4 5,294	4 8,157
原材料及び貯蔵品	1,650	823
前渡金	1,662	2,785
その他	3,773	3,303
貸倒引当金	43	49
流動資産合計	84,818	62,939
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	16,688	11,559
ドック船台	2,334	2,125
機械装置及び運搬具	6,926	5,306
船舶	469	3,927
工具、器具及び備品	831	622
土地	11,717	10,249
リース資産	306	1,071
建設仮勘定	3,649	56
有形固定資産合計	2, 3 42,920	2, 3 34,915
無形固定資産		
ソフトウェア	466	362
電話加入権	19	19
その他	2	2
無形固定資産合計	487	383
投資その他の資産		
投資有価証券	1, 2 5,685	1, 2 9,341
長期貸付金	31	302
繰延税金資産	193	185
その他	4,015	3,528
貸倒引当金	27	31
投資その他の資産合計	9,897	13,325
固定資産合計	53,304	48,623
資産合計	138,122	111,562

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	20,180	17,618
電子記録債務	9,693	4,974
短期借入金	2 4,617	2, 6 7,782
リース債務	120	240
未払法人税等	584	214
前受金	11,068	6,830
保証工事引当金	505	439
工事損失引当金	10,485	10,550
設備関係支払手形	105	64
設備関係電子記録債務	92	227
その他	4,272	3,409
流動負債合計	61,721	52,347
固定負債		
長期借入金	2 11,472	2, 6 8,770
リース債務	162	733
繰延税金負債	1,027	1,767
役員退職慰労引当金	66	24
特別修繕引当金	156	117
環境対策引当金	7	24
退職給付に係る負債	5,935	5,885
資産除去債務	917	928
その他	611	609
固定負債合計	20,353	18,857
負債合計	82,074	71,204
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,135	8,135
資本剰余金	33,874	33,874
利益剰余金	14,161	4,827
自己株式	14	6
株主資本合計	56,156	37,176
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	328	2,675
繰延ヘッジ損益	12	15
為替換算調整勘定	382	346
退職給付に係る調整累計額	616	136
その他の包括利益累計額合計	574	2,900
新株予約権	277	282
非支配株主持分	189	-
純資産合計	56,048	40,358
負債純資産合計	138,122	111,562

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	111,887	98,403
売上原価	1, 3 121,448	1, 3 103,493
売上総損失()	9,561	5,090
販売費及び一般管理費		
役員報酬	396	404
給料及び手当	2,028	1,921
退職給付費用	206	202
福利厚生費	616	530
賃借料	318	321
租税公課	678	381
旅費及び交通費	200	80
通信費	62	74
研究開発費	1 667	1 462
設計開発費	189	185
その他	1,101	821
販売費及び一般管理費合計	6,461	5,381
営業損失()	16,022	10,471
営業外収益		
受取利息	146	111
受取配当金	225	190
雇用調整助成金	-	83
持分法による投資利益	7	12
受取保険金	16	62
その他	148	81
営業外収益合計	542	539
営業外費用		
支払利息	318	264
支払手数料	36	73
固定資産除売却損	86	119
為替差損	246	71
台風による損失	28	90
その他	90	58
営業外費用合計	804	675
経常損失()	16,284	10,607
特別利益		
投資有価証券売却益	79	-
契約解約益	4 233	4 -
特別利益合計	312	-
特別損失		
投資有価証券売却損	-	37
投資有価証券評価損	5 1,913	5 8
減損損失	2 73	2 8,269
特別損失合計	1,986	8,314
税金等調整前当期純損失()	17,958	18,921
法人税、住民税及び事業税	290	229
法人税等調整額	153	179
法人税等合計	137	50
当期純損失()	18,095	18,971
非支配株主に帰属する当期純損失()	65	193
親会社株主に帰属する当期純損失()	18,030	18,778

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
当期純損失()	18,095	18,971
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	405	3,003
繰延ヘッジ損益	44	27
為替換算調整勘定	1	36
退職給付に係る調整額	215	484
その他の包括利益合計	145	3,478
包括利益	18,240	15,493
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	18,176	15,303
非支配株主に係る包括利益	64	190

【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,135	33,874	32,884	16	74,877
当期変動額					
剰余金の配当			691		691
親会社株主に帰属する当期純損失()			18,030		18,030
連結子会社の決算期変更に伴う増減			2		2
自己株式の取得				0	0
自己株式の処分		0	0	2	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	-	0	18,723	2	18,721
当期末残高	8,135	33,874	14,161	14	56,156

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	76	56	380	829	429	264	253	74,965
当期変動額								
剰余金の配当								691
親会社株主に帰属する当期純損失()								18,030
連結子会社の決算期変更に伴う増減								2
自己株式の取得								0
自己株式の処分						2		0
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	404	44	2	213	145	15	64	194
当期変動額合計	404	44	2	213	145	13	64	18,917
当期末残高	328	12	382	616	574	277	189	56,048

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	8,135	33,874	14,161	14	56,156
当期変動額					
剰余金の配当			207		207
親会社株主に帰属する当期純損失()			18,778		18,778
連結子会社の決算期変更に伴う増減					-
自己株式の取得				1	1
自己株式の処分			3	9	6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			0		0
当期変動額合計	-	-	18,988	8	18,980
当期末残高	8,135	33,874	4,827	6	37,176

	その他の包括利益累計額					新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計			
当期首残高	328	12	382	616	574	277	189	56,048
当期変動額								
剰余金の配当								207
親会社株主に帰属する当期純損失()								18,778
連結子会社の決算期変更に伴う増減								-
自己株式の取得								1
自己株式の処分						5		1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	3,003	27	36	480	3,474	10	189	3,295
当期変動額合計	3,003	27	36	480	3,474	5	189	15,690
当期末残高	2,675	15	346	136	2,900	282	-	40,358

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当連結会計年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純損失()	17,958	18,921
減価償却費	3,929	4,170
減損損失	73	8,269
貸倒引当金の増減額(は減少)	30	10
退職給付に係る負債の増減額(は減少)	514	434
環境対策引当金の増減額(は減少)	188	17
工事損失引当金の増減額(は減少)	3,233	66
その他の引当金の増減額(は減少)	1,186	143
受取利息及び受取配当金	371	301
支払利息	318	264
為替差損益(は益)	7	6
雇用調整助成金	-	83
持分法による投資損益(は益)	7	12
固定資産除売却損益(は益)	86	119
投資有価証券売却損益(は益)	79	37
投資有価証券評価損益(は益)	1,913	8
売上債権の増減額(は増加)	16,766	6,159
たな卸資産の増減額(は増加)	1,732	2,032
前渡金の増減額(は増加)	150	1,168
仕入債務の増減額(は減少)	4,907	7,281
前受金の増減額(は減少)	4,274	4,204
その他	851	482
小計	11,360	26,422
利息及び配当金の受取額	371	301
利息の支払額	338	258
雇用調整助成金の受取額	-	43
法人税等の支払額	381	438
法人税等の還付額	69	138
営業活動によるキャッシュ・フロー	11,639	26,636
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	6,733	3,779
有形固定資産の売却による収入	29	172
無形固定資産の取得による支出	148	142
投資有価証券の取得による支出	175	54
投資有価証券の売却及び償還による収入	84	287
貸付けによる支出	11	558
貸付金の回収による収入	13	13
その他	42	4
投資活動によるキャッシュ・フロー	6,983	4,065

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	6,500	7,200
短期借入金の返済による支出	7,399	7,200
長期借入れによる収入	1,411	2,662
長期借入金の返済による支出	2,972	2,214
配当金の支払額	691	207
リース債務の返済による支出	146	365
その他	0	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	3,297	124
現金及び現金同等物に係る換算差額	14	76
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	21,933	30,749
現金及び現金同等物の期首残高	66,189	44,256
現金及び現金同等物の期末残高	44,256	13,507

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社数 19社

連結子会社については、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。
なお、新規設立した3社を連結の範囲に含めております。

(2) 非連結子会社数 1社

有限会社函館厚生商事

非連結子会社は小規模会社であり合計の総資産、売上高、当期純利益(持分に見合う額)および利益剰余金(持分に見合う額)等はいずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲から除外しております。

2 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の関連会社数 3社

株式会社伊万里鉄鋼センター

エヌアイ スターフォート マリタイム社

エヌアイ カラマリ マリタイム社

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社数

(ア) 非連結子会社数 1社

有限会社函館厚生商事

(イ) 関連会社数 3社

株式会社スマートデザイン、函館ポートサービス株式会社、伊万里湾ポートサービス株式会社

これらの関係会社は、それぞれ連結純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の適用から除外しております。

3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結財務諸表の作成にあたっては、連結子会社のうち決算日が12月31日の会社14社については同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。連結子会社のうち決算日が7月31日の会社1社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

(ア) 有価証券

(a) 満期保有目的の債権

償却原価法(定額法)

(b) その他有価証券

[時価のあるもの]

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

[時価のないもの]

移動平均法による原価法

(イ)デリバティブ取引により生ずる債権及び債務

時価法

(ウ)たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(a) 商品及び製品、仕掛品

主として個別法

(b) 原材料及び貯蔵品

主として移動平均法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

(ア)有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、当社及び国内連結子会社については、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 10年～47年

機械装置及び運搬具 5年～10年

(イ)無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(ウ)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

(ア)貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(イ)保証工事引当金

新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

(ウ)工事損失引当金

当連結会計年度末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌連結会計年度以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(エ)役員退職慰労引当金

一部の連結子会社の役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金支給規則に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(オ)特別修繕引当金

船舶の定期検査工事の支出に備えるため、当連結会計年度に負担すべき支出見積額を計上しております。

(カ)環境対策引当金

P C B (ポリ塩化ビフェニル)等の廃棄物処理の支出に備えるため、合理的に見積もった額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

(ア)退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(イ)数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、翌連結会計年度から費用処理しております。過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（14年等）による定額法により、費用処理しております。

(ウ)小規模企業等における簡便法の採用

一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5)重要な収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当連結会計年度までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

(6)重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権・債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めて計上しております。

(7)重要なヘッジ会計の方法

(ア)繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(イ)ヘッジ手段とヘッジ対象

[ヘッジ手段]

デリバティブ取引

(為替予約取引、金利スワップ取引)

[ヘッジ対象]

相場変動等によるリスクを保有しているもの

(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(ウ)ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(エ)ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(オ)その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部が行っており、取引状況は、取締役に報告しております。

(8)消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(9)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 工事進行基準適用売上高の工事進捗度

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
新造船事業売上高	74,665

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

収益計上基準として工事進行基準を適用する工事について、決算日における工事進捗度は原価比例法を用いており、工事進捗度は期末日までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除して算定されます。特に新造船事業においては、受注から竣工引渡しまで通常およそ2～3年の期間を要することから、見積工事原価総額を構成する各原価要素について不確実性があり、工事進捗度がその影響を受ける可能性があります。

見積工事原価総額は材料費、労務費及び経費で構成されますが、材料費は原材料価格等の変動の影響を受け、労務費及び経費は将来の原価低減施策の効果の実現度合や工程の進捗状況の良否に依存することから、一定の仮定をおいて見積もっております。

材料費は期末日における原材料価格等の水準を基礎としてその水準が一定期間継続するとの仮定をおいて見積もっており、また労務費及び経費については、直近の原価発生実績を基礎として今後の生産計画等に実現可能性の高い原価低減施策の効果を加味して見積もっております。

当該見積り及び仮定について、原材料価格の高騰など将来の不確実な経済状況の変動や生産計画の変更、原価低減の未達等により見積工事原価総額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において売上高の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(2) 工事損失引当金

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
工事損失引当金	10,550

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

決算日時点の手持工事の工事原価総額を見積り、見積工事原価総額が受注金額を超える金額のうち、未発生原価に対応する金額について、工事損失引当金を計上するとともにその繰入額を売上原価に含めて処理しております。見積工事原価総額は材料費、労務費及び経費で構成されますが、(1)で記載のとおり、材料費は期末日における原材料価格等の水準を基礎としてその水準が一定期間継続するとの仮定をおいて見積もっており、また労務費及び経費については、直近の原価発生実績を基礎として今後の生産計画に実現可能性の高い原価低減施策の効果を加味して見積もっております。

また、受注金額はほぼ米ドル建てであるため為替レート変動の影響を受けます。将来の為替レートについて期末日における水準から大きく変動しないとの仮定をおいて見積もっております。

当該見積り及び仮定について、為替レートの変動など将来の不確実な経済状況の変動が生じた場合や(1)に記載した要因により見積工事原価総額の見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において追加の工事損失引当金の計上が必要になるなど、認識する工事損失引当金及び売上原価の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(3) 固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積り

当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額
(単位：百万円)

	当連結会計年度
新造船事業	
有形固定資産	18,512
無形固定資産	240

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、新造船事業、修繕船事業、鉄構・機械事業、その他の事業を営むため、建物及び構築物、ドック船台、機械装置及び運搬具、船舶、土地などの資産を保有しており、事業用資産のグルーピングは地域性を考慮した事業の種類別セグメント単位としております。

当連結会計年度においては、当社および当社の連結子会社である函館どつく株式会社における新造船事業について、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候を識別しております。また、当社グループは当社の連結子会社である佐世保重工業株式会社における新造船事業を2022年1月をもって休止することを決定しており、同社の新造船事業および共用資産を含むより大きな単位について減損の兆候を識別しております。固定資産

の減損損失の認識判定を実施するにあたり、資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを次のように見積もっております。

新造船事業の将来キャッシュ・フローは、承認された中期経営計画を基礎とし、新造船の船価は既受注船については受注額、未受注船については主に市場における過去の船価平均を統計的に算定した価額で受注するとの仮定に基づき算定しており、船価が外貨建ての場合における為替レートは、過去の為替相場の趨勢を考慮した平均レートを用いて算定しております。また、材料費は過去の価格の趨勢を考慮した平均価格を用いて算定しており、労務費及び経費は直近の実績を基礎として、実現可能性が高い原価低減施策を加味して算定しております。なお、今後建造を計画するLNG燃料船等の環境対応船、高付加価値船の船価は、現在の市場価格を基礎に環境対応の次世代船としての付加価値を考慮して見積もった船価で受注するとの仮定に基づき算定しており、材料費は追加で要する材料等を算定時点における調達可能な価額を把握して算定し、労務費及び経費は作業毎に細分化して追加で要する工数を合理的に算定しております。

なお、船舶の供給過剰問題や環境規制強化への対応、新型コロナウイルス感染症などの影響により新造船事業を取り巻く環境は非常に厳しく推移する中で、足元では新型コロナウイルス感染症拡大による新造船需要への悪影響は緩和され、新造船需要や船価水準は改善傾向にあるものと想定しておりますが、将来キャッシュ・フローの構成要素のうち、船価、為替レート、材料費の算定にあたり、過去の好・不況のサイクルの趨勢を考慮した平均値とすることにより見積りに反映しております。

また、修繕船事業および鉄構・機械事業、その他事業は、中期経営計画に基づき将来キャッシュ・フローを見積もっております。なお、佐世保重工業株式会社における修繕船事業の中期経営計画には、新造船事業休止に伴う同事業からの人員の受入および資産の転用による受注および売上の増加計画を反映しております。

主要な資産は土地であるため将来キャッシュ・フローの見積期間を20年としており、中期経営計画の見積期間を超える期間の将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の前提となった数値に、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえ、将来戦略を織り込んだ生産・受注計画を用いて見積もっております。

その結果、当社および函館どつく株式会社における新造船事業については、割引前将来キャッシュ・フローの金額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断いたしました。佐世保重工業株式会社においては、新造船事業および共用資産を含む、より大きな単位から得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回るため回収可能価額まで減額し、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（連結損益計算書関係）(2)減損損失に記載のとおり、減損損失8,269百万円を計上しております。

当該見積り及び仮定について、為替レート、原材料価格などの将来の不確実な経済状況の変動や新造船事業を取り巻く環境の変化による船価や受注隻数の変動、中期経営計画に織り込まれた原価低減の未達等により将来キャッシュ・フローの見直しが必要となり、見直し後のキャッシュ・フローの金額が帳簿価額を下回った場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)

(1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当連結財務諸表の作成時において評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日)
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日)
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」(企業会計基準第9号 2019年7月4日)
- ・「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日)

(1) 概要

国際的な会計基準の定めとの比較可能性を向上させるため、「時価の算定に関する会計基準」及び「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(以下「時価算定会計基準等」という。)が開発され、時価の算定方法に関するガイダンス等が定められました。時価算定会計基準等は次の項目の時価に適用されます。

- ・「金融商品に関する会計基準」における金融商品

・「棚卸資産の評価に関する会計基準」におけるトレーディング目的で保有する棚卸資産

- (2) 適用予定日
2022年3月期の期首より適用予定であります。
- (3) 当該会計基準等の適用による影響
影響額は、当財務諸表の作成時において評価中です。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「台風による損失」は、重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた118百万円は、「その他」90百万円、「台風による損失」28百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当連結会計年度から適用し、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な扱いに従って、前連結会計年度に係る内容については記載しておりません。

(追加情報)

当社および連結子会社である佐世保重工業株式会社において、既受注船の最終引渡（2022年1月予定）をもって佐世保重工業株式会社の新造船事業を休止する方針を2021年2月12日の取締役会にて決議いたしました。

(1) 休止する事業の概要

佐世保重工業株式会社における新造船事業

(2) 休止する事業の規模

連結売上高実績のうち佐世保重工業株式会社における新造船事業の売上高

(単位：百万円)

	2021年3月期 佐世保重工業(株) 新造船事業(a)	2021年3月期 連結実績(b)	比率(a/b)
売上高	21,123	98,403	21.5%

(3) 日程

取締役会決議日 2021年2月12日

事業休止日 2022年1月30日(予定)

(連結貸借対照表関係)

(1) 非連結子会社及び関連会社に対するものは次のとおりであります。

固定資産(投資その他の資産)

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
投資有価証券(株式)	220百万円	284百万円

(2) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

(ア)工場財団

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
有形固定資産		
建物及び構築物	2,009百万円	792百万円
ドック船台	1,491百万円	1,202百万円
機械装置及び運搬具	1百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	4,745百万円	4,183百万円
計	8,246百万円	6,177百万円
短期借入金	650百万円	650百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	5,047百万円	4,195百万円
計	5,697百万円	4,845百万円

(イ)工場財団組成以外

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
建物及び構築物	66百万円	25百万円
船舶	-	3,509百万円
土地	109百万円	82百万円
投資有価証券	770百万円	1,463百万円
計	945百万円	5,079百万円
短期借入金	-	-
長期借入金(1年以内返済分を含む)	3,304百万円	5,891百万円
計	3,304百万円	5,891百万円

(3) 有形固定資産から控除した減価償却累計額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
減価償却累計額	109,200百万円	110,745百万円

(4) 損失が見込まれる工事契約に係るたな卸資産と工事損失引当金は、相殺せずに両建てで表示しております。損失の発生が見込まれる工事契約に係るたな卸資産のうち、工事損失引当金に対応する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
仕掛品	832百万円	1,499百万円
計	832百万円	1,499百万円

(5) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
コミットメントラインの総額	5,900百万円	4,600百万円
借入実行残高	-	-
差引額	5,900百万円	4,600百万円

(6) 財務制限条項

上記(5)のコミットメントライン契約について、各年度の決算期における単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当連結会計年度末において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関との間で当該契約の延長・更新に向けて協議を行っております。

当社の連結子会社である佐世保重工業株式会社は取引金融機関との間でシンジケートローン契約を締結しており、当該契約に基づく借入金残高4,286百万円について、各年度の決算期における単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、借入金を一括返済することとなっております。当連結会計年度末において、佐世保重工業株式会社はこの財務制限条項に抵触しておりますが、エージェントを含む参加金融機関との間で期限の利益喪失に係る請求権放棄と残高維持について事前の協議を行っております。

(連結損益計算書関係)

(1) 一般管理費に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
一般管理費	667百万円	462百万円
計	667百万円	462百万円

(2) 減損損失

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
長崎県佐世保市	遊休資産	建物及び構築物、 機械装置及び運搬具、 工具、器具及び備品、 土地	67
	その他の資産	機械装置及び運搬具、 ソフトウェア	6
	合計		73

(経緯)

佐世保重工業株式会社における一部の遊休資産について将来の使用見込みがないため、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。また、佐世保重工業株式会社において、その他の資産で将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、回収可能価額まで減額し、減損損失を認識いたしました。

(グルーピングの方法)

地域性を考慮した事業の種類別セグメント単位とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位でグルーピングしております。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、償却資産については実質的な処分価値を考慮して零とし、土地については主として不動産鑑定評価額、固定資産税評価額などによっております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

場所	用途	種類	金額
長崎県佐世保市	事業用資産	建物及び構築物	4,918
		ドック船台	186
		機械装置及び運搬具	1,577
		船舶	23
		工具、器具及び備品	138
		土地	1,334
	その他	90	
	遊休資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具	2
	その他の資産	機械装置及び運搬具	1
	合計		8,269

(グルーピングの方法)

事業用資産については地域性を考慮した事業の種類別セグメント単位とし、将来の使用が見込まれていない遊休資産については個々の物件単位で、本社設備等の共用資産についてはより大きな単位でグルーピングしております。

(経緯)

当社の連結子会社である佐世保重工業株式会社において、既受注船の最終引渡（2022年1月予定）をもって新造船事業を休止する方針を2021年2月12日の取締役会にて決議いたしました。それに伴い、佐世保重工業株式会社において、事業用資産について共用資産を含む、より大きな単位について減損損失を認識し、回収可能価額まで減額いたしました。この他、佐世保重工業株式会社において、一部の遊休資産について将来の使用見込みがないため、また、その他の資産で将来キャッシュ・フローの見通しが低下したため、減損損失を認識し、回収可能価額まで減額いたしました。

(回収可能価額の算定方法等)

回収可能額は正味売却価額または使用価値により算定しております。正味売却価額は、償却資産については実質的な処分価値を考慮して零とし、土地については不動産鑑定評価額、固定資産税評価額を基礎として算定しております。使用価値は、将来キャッシュ・フローに対して10.1%の割引率を使用して算出しております。なお、使用からの将来キャッシュ・フローが見込まれない資産グループは、備忘価額にて評価しております。

(3) 売上原価に含まれている保証工事引当金繰入額及び工事損失引当金繰入額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
保証工事引当金繰入額	1,254百万円	66百万円
工事損失引当金繰入額	3,233百万円	66百万円

(4) 契約解約益

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社が受注しておりました新造船において、当社が発注者から受領していた前受金を解約料に充当することで合意解約に至ったため、233百万円を契約解約益として計上しております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(5) 投資有価証券評価損

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

(連結包括利益計算書関係)

その他の包括利益に係る組替調整額及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	2,475百万円	3,775百万円
組替調整額	1,913百万円	43百万円
税効果調整前	562百万円	3,818百万円
税効果額	157百万円	815百万円
その他有価証券評価差額金	405百万円	3,003百万円
繰延ヘッジ損益		
当期発生額	44百万円	32百万円
組替調整額	-	-
税効果調整前	44百万円	32百万円
税効果額	0百万円	5百万円
繰延ヘッジ損益	44百万円	27百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	1百万円	36百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	22百万円	346百万円
組替調整額	193百万円	138百万円
税効果調整前	215百万円	484百万円
税効果額	-	-
退職給付に係る調整額	215百万円	484百万円
その他の包括利益合計	145百万円	3,478百万円

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	69,099,551	-	-	69,099,551

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	34,013	751	3,560	31,204

(変動事由の概要)

普通株式の増加751株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

普通株式の減少は、ストックオプションの権利行使によるものが3,500株、単元未満株式の売渡請求によるものが60株であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高 (百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第1回新株予約権(2009年1月21日発行)	-	-	-	-	-	10
	ストックオプションとしての第2回新株予約権(2010年1月21日発行)	-	-	-	-	-	18
	ストックオプションとしての第3回新株予約権(2011年1月21日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第4回新株予約権(2012年1月23日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第5回新株予約権(2013年1月23日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第6回新株予約権(2014年3月10日発行)	-	-	-	-	-	33
	ストックオプションとしての第7回新株予約権(2015年1月30日発行)	-	-	-	-	-	38
	ストックオプションとしての第8回新株予約権(2016年1月28日発行)	-	-	-	-	-	31
	ストックオプションとしての第9回新株予約権(2017年1月30日発行)	-	-	-	-	-	34
	ストックオプションとしての第10回新株予約権(2018年1月24日発行)	-	-	-	-	-	36
	ストックオプションとしての第11回新株予約権(2019年2月1日発行)	-	-	-	-	-	25
	ストックオプションとしての第12回新株予約権(2020年2月3日発行)	-	-	-	-	-	15
合計			-	-	-	-	277

4 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年6月21日 定時株主総会	普通株式	345	5	2019年3月31日	2019年6月24日
2019年11月1日 取締役会	普通株式	345	5	2019年9月30日	2019年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	207	3	2020年3月31日	2020年6月25日

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	69,099,551	-	-	69,099,551

2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	31,204	954	10,710	21,448

(変動事由の概要)

普通株式の増加954株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

普通株式の減少は、ストックオプションの権利行使によるものが10,700株、単元未満株式の売渡請求によるものが10株であります。

3 新株予約権等に関する事項

会社名	内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数(千株)				当連結会計年度末残高(百万円)
			当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末	
提出会社	ストックオプションとしての第1回新株予約権(2009年1月21日発行)	-	-	-	-	-	10
	ストックオプションとしての第2回新株予約権(2010年1月21日発行)	-	-	-	-	-	18
	ストックオプションとしての第3回新株予約権(2011年1月21日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第4回新株予約権(2012年1月23日発行)	-	-	-	-	-	9
	ストックオプションとしての第5回新株予約権(2013年1月23日発行)	-	-	-	-	-	14
	ストックオプションとしての第6回新株予約権(2014年3月10日発行)	-	-	-	-	-	33
	ストックオプションとしての第7回新株予約権(2015年1月30日発行)	-	-	-	-	-	38
	ストックオプションとしての第8回新株予約権(2016年1月28日発行)	-	-	-	-	-	31
	ストックオプションとしての第9回新株予約権(2017年1月30日発行)	-	-	-	-	-	33
	ストックオプションとしての第10回新株予約権(2018年1月24日発行)	-	-	-	-	-	34
	ストックオプションとしての第11回新株予約権(2019年2月1日発行)	-	-	-	-	-	24
	ストックオプションとしての第12回新株予約権(2020年2月3日発行)	-	-	-	-	-	15
	ストックオプションとしての第13回新株予約権(2021年2月1日発行)	-	-	-	-	-	9
合計			-	-	-	-	282

4 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年6月24日 定時株主総会	普通株式	207	3	2020年3月31日	2020年6月25日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
現金及び預金勘定	44,256百万円	13,507百万円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	-	-
現金及び現金同等物	44,256百万円	13,507百万円

(リース取引関係)

1 ファイナンス・リース取引

借手側

重要性がないため、リース資産の内容及び減価償却の方法の記載を省略しております。

2 オペレーティング・リース取引

借手側

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
1年以内	17百万円	17百万円
1年超	88百万円	70百万円
合計	105百万円	87百万円

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当企業集団は、主に各種船舶の製造販売事業を行うため設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。

一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

有価証券及び投資有価証券は、主に満期保有目的の債券及び取引先企業との業務又は資本提携に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務、設備関係支払手形及び設備関係電子記録債務は、ほとんど1年以内の支払期日であります。また、その一部には、船用資機材等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、恒常的に同じ外貨建ての売掛金残高の範囲内にあります。

借入金及びファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、最長で8年であります。このうち一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権・債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物為替予約取引、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした金利スワップ取引であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当企業集団は、営業債権及び長期貸付金について、各企業において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

満期保有目的の債権は、運用方針に関する取締役会決議を経て、格付の高い債権のみを対象としているため、信用リスクは僅少であります。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

当連結会計年度の決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の連結貸借対照表価額により表わされております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当企業集団は、外貨建ての営業債権・債務について、通貨別月別に把握された為替の変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。なお、為替相場の状況により、輸出に係る予約取引により確実に発生すると見込まれる外貨建営業債権に対する先物為替予約を行っております。また、当企業集団は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。

有価証券及び投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、基本方針を定めたデリバティブ取引取扱規程に基づき、経営管理部が取引を行い、経営管理部において残高照合等を行っております。月次の取引実績は、取締役会に報告しております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当企業集団は、各部署からの報告に基づき経営管理部が適宜に資金繰計画を作成・更新することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません((注2)を参照。)

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	44,256	44,256	-
(2) 受取手形及び売掛金	28,165	28,165	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	5,167	5,167	-
(4) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)	38	41	3
資産計	77,626	77,629	3
(1) 支払手形及び買掛金	20,180	20,180	-
(2) 電子記録債務	9,693	9,693	-
(3) 短期借入金	1,351	1,351	-
(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	14,738	14,750	12
(5) リース債務	282	276	6
(6) 未払法人税等	584	584	-
(7) 設備関係支払手形	105	105	-
(8) 設備関係電子記録債務	92	92	-
負債計	47,025	47,031	6
デリバティブ取引()	28	28	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	13,507	13,507	-
(2) 受取手形及び売掛金	34,355	34,355	-
(3) 有価証券及び投資有価証券 其他有価証券	8,754	8,754	-
(4) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)	310	321	11
資産計	56,926	56,937	11
(1) 支払手形及び買掛金	17,618	17,618	-
(2) 電子記録債務	4,974	4,974	-
(3) 短期借入金	1,351	1,351	-
(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)	15,201	15,198	3
(5) リース債務	973	945	28
(6) 未払法人税等	214	214	-
(7) 設備関係支払手形	64	64	-
(8) 設備関係電子記録債務	227	227	-
負債計	40,622	40,591	31
デリバティブ取引()	17	17	-

() デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、その将来キャッシュ・フローを回収期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債権の時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は主に取引所の価格によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、(有価証券関係)注記を参照ください。

(4) 長期貸付金(1年以内回収予定を含む)

長期貸付金の時価の算定は、一定の期間ごとに分類し、与信管理上の信用リスク区分ごとに、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な指標に信用スプレッドを上乗せした利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(2)電子記録債務、(7) 設備関係支払手形及び(8) 設備関係電子記録債務

これらの時価は、一定の期間ごとに区分した債務ごとに、その将来キャッシュ・フローを支払期日までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。なお、短期間で決済される債務の時価は帳簿価額とほぼ近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 短期借入金及び(6)未払法人税等

すべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金(1年以内返済予定を含む)及び(5)リース債務

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入又は、リース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定してしております。

デリバティブ取引

(デリバティブ取引関係)注記を参照ください。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：百万円)

区分	2020年3月31日	2021年3月31日
非上場株式	518	586

これらについては、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積もるには過大なコストを要すると見込まれております。したがって、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「資産(3)その他有価証券」には含めておりません。

(注3)金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	44,256	-	-	-
受取手形及び売掛金	28,165	-	-	-
長期貸付金	7	20	11	-
合計	72,428	20	11	-

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	13,507	-	-	-
受取手形及び売掛金	34,355	-	-	-
長期貸付金	8	292	10	-
合計	47,870	292	10	-

(注4)短期借入金、長期借入金及びリース債務の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度(2020年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,351	-	-	-	-	-
長期借入金	3,266	5,148	2,993	1,441	585	1,305
リース債務	120	73	45	28	15	1
合計	4,737	5,221	3,038	1,469	600	1,306

当連結会計年度(2021年3月31日)

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
短期借入金	1,351	-	-	-	-	-
長期借入金	6,431	3,220	1,619	762	742	2,427
リース債務	240	198	181	170	154	30
合計	8,022	3,418	1,800	932	896	2,457

(有価証券関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	2,254	1,425	829
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	42	42	0
小計	2,296	1,467	829
連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
(1) 株式	2,871	3,717	846
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	2,871	3,717	846
合計	5,167	5,184	17

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	84	79	-
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	-	-	-
合計	84	79	-

3 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損1,913百万円(その他有価証券の株式1,913百万円)を計上しております。

減損処理にあたっては、連結会計年度における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 その他有価証券

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	7,832	3,687	4,145
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	7,832	3,687	4,145
連結貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
(1) 株式	922	1,019	97
(2) 債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
(3) その他	-	-	-
小計	922	1,019	97
合計	8,754	4,706	4,048

(注) 表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。

2 当連結会計年度中に売却したその他有価証券

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	245	-	37
債券			
国債・地方債等	-	-	-
社債	-	-	-
その他	-	-	-
その他	42	-	-
合計	287	-	37

3 減損処理を行った有価証券

表中の「取得原価」は減損処理後の帳簿価額であります。なお当連結会計年度において減損処理を行い、投資有価証券評価損 8 百万円(その他有価証券の株式 8 百万円)を計上しております。

減損処理にあたっては、連結会計年度における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合には、全て減損処理を行い、30~50%程度下落した場合には、回復可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引	前受金	3,074	-	12
	売建 米ドル				
	買建	買掛金	352	-	5
	米ドル				
	ユーロ	521	-	3	
合計			3,947	-	10

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引	売掛金	18,725	-	(注)
	売建 米ドル				
合計			18,725	-	-

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	3,929	3,215	18
合計			3,929	3,215	18

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引				
	売建	前受金			
	米ドル		607	-	1
	買建	買掛金			
	米ドル		576	62	22
	ユーロ		1	-	0
	ポンド		4	-	0
合計			1,188	62	21

(注) 時価の算定方法 取引先金融機関から提示された価格等に基づき算定しております。

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
為替予約等の振当処理	為替予約取引				
	売建	売掛金			
	米ドル		11,314	-	(注)
合計			11,314	-	-

(注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理されているため、その時価は、当該売掛金の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

(単位：百万円)

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額	契約額のうち1年超	時価
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・ 受取変動	長期借入金	3,215	-	5
合計			3,215	-	5

(退職給付関係)

1 退職給付制度の概要

確定給付型の退職金制度として、確定給付企業年金制度、退職金規程に基づく社内積立の退職一時金制度を採用しております。

一部の連結子会社が有する確定給付企業年金制度及び退職給付一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付債務の期首残高	9,124百万円	9,582百万円
勤務費用	773百万円	783百万円
利息費用	55百万円	59百万円
数理計算上の差異の発生額	142百万円	249百万円
退職給付の支払額	228百万円	251百万円
退職給付債務の期末残高	9,582百万円	9,924百万円

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
年金資産の期首残高	3,908百万円	4,109百万円
期待運用収益	65百万円	67百万円
数理計算上の差異の発生額	120百万円	98百万円
事業主からの拠出額	353百万円	365百万円
退職給付の支払額	97百万円	104百万円
年金資産の期末残高	4,109百万円	4,535百万円

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	419百万円	462百万円
退職給付費用	62百万円	83百万円
退職給付の支払額	0百万円	24百万円
制度への拠出額	19百万円	25百万円
その他	-	-
退職給付に係る負債の期末残高	462百万円	496百万円

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債の調整表

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	7,231百万円	7,294百万円
年金資産	4,109百万円	4,535百万円
	3,122百万円	2,759百万円
非積立型制度の退職給付債務	2,813百万円	3,126百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,935百万円	5,885百万円
退職給付に係る負債	5,935百万円	5,885百万円
連結貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	5,935百万円	5,885百万円

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
勤務費用	773百万円	783百万円
利息費用	55百万円	59百万円
期待運用収益	65百万円	67百万円
数理計算上の差異の費用処理額	181百万円	125百万円
過去勤務費用の費用処理額	12百万円	12百万円
簡便法で計算した退職給付費用	62百万円	83百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	1,018百万円	995百万円

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
過去勤務費用	12百万円	12百万円
数理計算上の差異	203百万円	472百万円
合計	215百万円	484百万円

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
未認識過去勤務費用	50百万円	37百万円
未認識数理計算上の差異	560百万円	99百万円
合計	610百万円	136百万円

(8) 年金資産に関する事項

年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
債券	31%	28%
株式	4%	15%
一般勘定	58%	56%
その他	7%	1%
合計	100%	100%

長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表している。）

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
割引率	0.6%	0.6%
長期期待運用収益率	2.0%	2.0%
予想昇給率	1.6%	1.6%

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
販売費及び一般管理費の 株式報酬費用	15百万円	9百万円

2 スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 8 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 9 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2
ストック・オプションの数(注)	普通株式 89,000株	普通株式 93,000株	普通株式 75,000株
付与日	2009年1月21日	2010年1月21日	2011年1月21日
権利確定条件	付与日(2009年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2010年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2011年1月21日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2008年4月1日～ 2009年3月31日	2009年4月1日～ 2010年3月31日	2010年4月1日～ 2011年3月31日
権利行使期間	2009年1月22日～ 2039年1月21日	2010年1月22日～ 2040年1月21日	2011年1月22日～ 2041年1月21日
	第4回 ストック・オプション	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1	当社取締役(社外取締役を除く) 7 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3
ストック・オプションの数(注)	普通株式 75,000株	普通株式 90,000株	普通株式 69,000株
付与日	2012年1月23日	2013年1月23日	2014年3月10日
権利確定条件	付与日(2012年1月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2013年1月23日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2014年3月10日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2011年4月1日～ 2012年3月31日	2012年4月1日～ 2013年3月31日	2013年4月1日～ 2014年3月31日
権利行使期間	2012年1月24日～ 2042年1月23日	2013年1月24日～ 2043年1月23日	2014年3月11日～ 2044年3月10日

	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション	第9回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4
ストック・オプションの数(注)	普通株式 59,000株	普通株式 62,000株	普通株式 63,500株
付与日	2015年1月30日	2016年1月28日	2017年1月30日
権利確定条件	付与日(2015年1月30日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2016年1月28日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2017年1月30日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2014年4月1日～ 2015年3月31日	2015年4月1日～ 2016年3月31日	2016年4月1日～ 2017年3月31日
権利行使期間	2015年1月31日～ 2045年1月30日	2016年1月29日～ 2046年1月28日	2017年1月31日～ 2047年1月30日
	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 4	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 3	当社取締役(社外取締役を除く) 6 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 2
ストック・オプションの数(注)	普通株式 65,500株	普通株式 62,700株	普通株式 77,500株
付与日	2018年1月24日	2019年2月1日	2020年2月3日
権利確定条件	付与日(2018年1月24日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2019年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること	付与日(2020年2月3日)から権利確定日まで継続して勤務していること
対象勤務期間	2017年4月1日～ 2018年3月31日	2018年4月1日～ 2019年3月31日	2019年4月1日～ 2020年3月31日
権利行使期間	2018年1月25日～ 2048年1月24日	2019年2月2日～ 2049年2月1日	2020年2月4日～ 2050年2月3日
	第13回 ストック・オプション		
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役(社外取締役を除く) 5 当社監査役(社外監査役を除く) 2 従業員の定年年齢基準日以降在任する当社執行役員(取締役兼執行役員を除く) 1		
ストック・オプションの数(注)	普通株式 71,000株		
付与日	2021年2月1日		
権利確定条件	付与日(2021年2月1日)から権利確定日まで継続して勤務していること		
対象勤務期間	2020年4月1日～ 2021年3月31日		
権利行使期間	2021年2月2日～ 2051年2月1日		

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	43,000	43,000	43,500	43,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	43,000	43,000	43,500	43,500
	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	52,000	36,000	37,000	46,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
未行使残	52,000	36,000	37,000	46,500
	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利確定前(株)				
前連結会計年度末	-	-	-	-
付与	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
権利確定	-	-	-	-
未確定残	-	-	-	-
権利確定後(株)				
前連結会計年度末	49,500	51,500	61,700	77,500
権利確定	-	-	-	-
権利行使	2,000	2,000	2,700	4,000
失効	-	-	-	-
未行使残	47,500	49,500	59,000	73,500

	第13回 ストック・オプション
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	-
付与	71,000
失効	-
権利確定	71,000
未確定残	-
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	-
権利確定	71,000
権利行使	-
失効	-
未行使残	71,000

単価情報

	第1回 ストック・オプション	第2回 ストック・オプション	第3回 ストック・オプション	第4回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
公正な評価単価(円)	225.21	429.63	320.54	217.36

	第5回 ストック・オプション	第6回 ストック・オプション	第7回 ストック・オプション	第8回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	-	-	-	-
公正な評価単価(円)	266.54	907.59	1,034.61	664.76

	第9回 ストック・オプション	第10回 ストック・オプション	第11回 ストック・オプション	第12回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1	1	1	1
行使時平均株価(円)	179	179	179	179
公正な評価単価(円)	688.69	693.60	397.64	196.55

	第13回 ストック・オプション
権利行使価格(円)	1
行使時平均株価(円)	-
公正な評価単価(円)	132.02

3 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積り方法

(1) 使用した算定技法

ブラック・ショールズ式

(2) 使用した主な基礎数値及びその見積り方法

株価変動性 46.14%

2016年2月2日～2021年2月1日の株価実績に基づき算定

予想残存期間 5年

十分なデータの蓄積が無く、合理的な見積りが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。

無リスク利率 0.114%

予想残存期間に対応する期間に対応する国債の利回り

4 スtock・オプションの権利確定数の見積り方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
工事損失引当金	3,194百万円	3,214百万円
保証工事引当金	156百万円	134百万円
未払事業税	136百万円	40百万円
未払費用	305百万円	284百万円
税務上の欠損金	13,989百万円	17,355百万円
退職給付に係る負債	1,520百万円	1,865百万円
減損損失	196百万円	3,326百万円
減価償却超過額	314百万円	298百万円
投資有価証券評価損	612百万円	574百万円
役員退職慰労引当金	26百万円	15百万円
長期未払金	176百万円	166百万円
資産除去債務	277百万円	278百万円
その他	1,292百万円	525百万円
繰延税金資産 小計	22,193百万円	28,074百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注2)	13,989百万円	17,355百万円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	8,011百万円	10,534百万円
評価性引当額 小計(注1)	22,000百万円	27,889百万円
繰延税金資産 合計	193百万円	185百万円
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	1百万円	7百万円
特別償却準備金	75百万円	47百万円
固定資産圧縮積立金	210百万円	207百万円
その他有価証券評価差額金	249百万円	1,146百万円
資産除去債務	48百万円	35百万円
その他	444百万円	325百万円
繰延税金負債 合計	1,027百万円	1,767百万円
繰延税金負債の純額	834百万円	1,582百万円

(注) 1 評価性引当額が5,889万円増加しております。この増加の主な内容は、税務上の欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したものであります。

2 税務上の繰越欠損金およびその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2020年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の 繰越欠損金(a)	-	-	678	564	27	12,720	13,989
評価性引当額	-	-	678	564	27	12,720	13,989
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

当連結会計年度(2021年3月31日)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	678	564	27	1,079	15,007	17,355
評価性引当額	-	678	564	27	1,079	15,007	17,355
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税金等調整前当期純損失であるため記載を省略しております。

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

- (1) 当該資産除去債務の概要

建物及び構築物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

- (2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から20年と見積り、割引率は主として2.0%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

- (3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
期首残高	991百万円	917百万円
有形固定資産の取得に伴う増加額	57百万円	49百万円
見積りの変更による増減額(は減少)	131百万円	36百万円
時の経過による調整額	11百万円	11百万円
資産除去債務の履行による減少額	18百万円	13百万円
その他増減額(は減少)	7百万円	0百万円
期末残高	917百万円	928百万円

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

(1) 報告セグメントの決定方法

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、船舶、鉄鋼構造物及び機械の製造販売並びに船舶の修繕を主な事業内容としており、当社及び当社の連結子会社が各々独立した経営単位として、事業活動を展開しております。

従って、当社グループは、事業部及び中核子会社を基礎とした製品・サービス別セグメントから構成されており、「新造船事業」、「修繕船事業」、「鉄構・機械事業」及び「その他事業」の4つを報告セグメントとしております。

(2) 各報告セグメントに属する製品及びサービスの種類

「新造船事業」は、各種船舶の製造販売をしております。「修繕船事業」は、佐世保重工業株式会社及び函館どつく株式会社が営んでいる事業で各種船舶の修繕及び解体をしております。「鉄構・機械事業」は、主に当社において鉄鋼構造物の製造販売、佐世保重工業株式会社においてクランク軸等の船用機械の製造販売をしております。

「その他事業」は、主にソフトウェア開発、海運、卸売、設備工事等をしております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、棚卸資産の評価基準を除き、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報
前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	連結財務 諸表計上 額(注)2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	90,174	10,142	6,476	5,095	111,887	-	111,887
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	1,710	1,710	1,710	-
計	90,174	10,142	6,476	6,805	113,597	1,710	111,887
セグメント利益又は セグメント損失()	15,617	359	582	1,284	13,392	2,630	16,022
セグメント資産	92,103	12,576	9,420	12,543	126,642	11,480	138,122
その他の項目							
減価償却費	2,272	781	239	221	3,513	416	3,929
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加 額	2,367	225	75	3,347	6,014	261	6,275

- (注) 1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額 2,630百万円には、セグメント間取引消去 78百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 2,552百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。
- 2 セグメント資産の調整額11,480百万円には、セグメント間取引消去 33,697百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産45,177百万円が含まれております。
- 3 セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント				合計	調整額 (注)1	連結財務 諸表計上 額(注)2
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他			
売上高							
外部顧客への売上高	74,665	12,059	6,817	4,862	98,403	-	98,403
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	-	-	1,415	1,415	1,415	-
計	74,665	12,059	6,817	6,277	99,818	1,415	98,403
セグメント利益又は セグメント損失()	9,881	120	293	971	8,497	1,974	10,471
セグメント資産	68,602	11,477	6,030	12,384	98,493	13,069	111,562
その他の項目							
減価償却費	2,267	795	222	481	3,765	405	4,170
有形固定資産及び 無形固定資産の増 加 額	3,194	268	266	768	4,496	138	4,634

- (注) 1 セグメント利益又はセグメント損失の調整額 1,974百万円には、セグメント間取引消去 150百万円及び各報告セグメントに配分していない全社費用 1,824百万円が含まれております。全社費用は、主に当社の総務部、経営管理部等の管理部門に係る費用であります。
- 2 セグメント資産の調整額13,069百万円には、セグメント間取引消去 30,195百万円及び各報告セグメントに配分していない全社資産43,264百万円が含まれております。
- 3 セグメント利益又はセグメント損失は、連結損益計算書の営業損失と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	パナマ	リベリア	マーシャル諸島	香港	その他	合計
28,005	25,912	17,140	14,008	13,872	12,950	111,887

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	パナマ	合計
42,544	376	42,920

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
飯野海運株式会社	11,958	新造船事業

(注) 工事進行基準を適用しているため、当該売上高は当期における工事進捗に相当する金額であります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2 地域ごとの情報

(1) 売上高

(単位：百万円)

日本	リベリア	パナマ	その他	合計
24,368	38,625	26,364	9,046	98,403

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国に分類しております。

(2) 有形固定資産

(単位：百万円)

日本	パナマ	合計
31,038	3,877	34,915

3 主要な顧客ごとの情報

(単位：百万円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
共栄タンカー株式会社	12,681	新造船事業

(注) 工事進行基準を適用しているため、当該売上高は当期における工事進捗に相当する金額であります。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他		
減損損失	-	-	-	6	67	73

(注) 「調整額」の金額は報告セグメントに帰属しない遊休資産に係るものであります。

当連結会計年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額	合計
	新造船	修繕船	鉄構・機械	その他		
減損損失	6,332	646	442	1	848	8,269

(注) 「調整額」の金額は報告セグメントに帰属しない遊休資産に係るものであります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (2020年3月31日)	当連結会計年度 (2021年3月31日)
(1) 1株当たり純資産額	804円74銭	580円15銭
(算定上の基礎)		
純資産の部の合計額 (百万円)	56,048	40,358
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	466	282
(うち新株予約権) (百万円)	277	282
(うち非支配株主持分) (百万円)	189	-
普通株式に係る期末の純資産額 (百万円)	55,582	40,076
1株当たり純資産額の算定に用いられた 期末の普通株式の数 (千株)	69,068	69,078

項目	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
(2) 1株当たり当期純損失()	261円05銭	271円84銭
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する当期純損失() (百万円)	18,030	18,778
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純損失() (百万円)	18,030	18,778
普通株式の期中平均株式数 (千株)	69,069	69,077
(3) 希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益の算定に含めなかった (千株) 潜在株式の概要	-	-

(注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため、記載しておりません。

(重要な後発事象)

当社の連結子会社である佐世保重工業株式会社は、第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表注記事項 (追加情報)に記載の同社の新造船事業の休止に併せて、2021年2月12日開催の同社取締役会において、希望退職者の募集を行うことを決議し、2021年5月6日から2021年5月21日まで希望退職者の募集を行い、応募者が確定いたしました。

1. 希望退職募集を実施する理由

新造船事業の休止に伴い、新造船事業部門の従業員の艦艇修繕船事業部門への配置転換や当社への出向・転籍などの経営資源の再配分を実施しますが、新造船事業の全従業員の再配置先を確保することは困難であることに加え、今後の収益力強化のためには全社的な固定費削減が不可欠であり、苦渋の決断とはなりましたが同社は希望退職者の募集を行うことといたしました。

2. 希望退職者募集の概要

(1) 対象者

佐世保重工業株式会社の新造船事業部ならびに管理間接部門に所属する正社員および再雇用社員。

同社の子会社である株式会社つくもサービスの保安警備課および受託業務課に所属する正社員ならびに再雇用社員。同社の子会社である佐世保マリン・アンド・ポートサービス株式会社の保全課および車両課に所属する正社員ならびに再雇用社員。

(2) 募集人数

約250名

(3) 募集期間

2021年5月6日～2021年5月21日

(4) 退職時期

2021年6月30日～2022年5月31日(予定)

(5) 優遇措置

通常の退職金に加えて「割増退職金」を支給する。また、希望者に対し再就職支援サービスを付与する。

3. 希望退職者募集の結果と今後の見通し

応募者数 248名

今回の希望退職募集に伴う割増退職金や再就職支援サービスに伴う費用は984百万円と見込んでおり、2022年3月期決算において特別損失として計上する予定です。

また、上記の退職は「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成28年12月16日改正)の大量退職に該当するため退職給付制度の終了の会計処理を実施し、終了益として246百万円を見込んでおり、2022年3月期決算において特別利益として計上する予定です。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	1,351	1,351	1.2	-
1年以内に返済予定の長期借入金	3,266	6,431	1.2	-
1年以内に返済予定のリース債務	120	240	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	11,472	8,770	1.4	2022年9月12日～ 2035年6月29日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	162	733	-	2022年5月31日～ 2028年1月31日
その他有利子負債	2,804	40	1.3	-
合計	19,175	17,565	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
2 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
3 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	3,220	1,619	762	742
リース債務	198	181	170	154

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

	第1四半期 連結累計期間 自2020年4月1日 至2020年6月30日	第2四半期 連結累計期間 自2020年4月1日 至2020年9月30日	第3四半期 連結累計期間 自2020年4月1日 至2020年12月31日	第122期 連結会計年度 自2020年4月1日 至2021年3月31日
売上高 (百万円)	25,327	50,919	73,432	98,403
税金等調整前四半期 (当期)純損失() (百万円)	2,558	4,597	17,215	18,921
親会社株主に帰属する 四半期(当期)純損失() (百万円)	2,473	4,495	17,077	18,778
1株当たり四半期(当期) 純損失() (円)	35.80	65.07	247.22	271.84

	第1四半期 連結会計期間 自2020年4月1日 至2020年6月30日	第2四半期 連結会計期間 自2020年7月1日 至2020年9月30日	第3四半期 連結会計期間 自2020年10月1日 至2020年12月31日	第4四半期 連結会計期間 自2021年1月1日 至2021年3月31日
1株当たり 四半期純損失() (円)	35.80	29.26	182.15	271.84

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	35,048	5,310
受取手形	85	281
電子記録債権	2 -	2 1,353
売掛金	2 25,219	2 30,222
仕掛品	1,564	3,672
原材料及び貯蔵品	409	406
前渡金	6,014	3,511
前払費用	127	119
未収収益	2 5	2 19
短期貸付金	2 2,000	2 1,106
未収入金	2 955	2 1,185
未収消費税等	2,141	1,682
その他	22	554
貸倒引当金	29	33
流動資産合計	73,560	49,387
固定資産		
有形固定資産		
建物	5,249	5,062
構築物	1,913	1,831
ドック船台	285	271
機械及び装置	2,470	2,522
船舶	0	0
車両運搬具	391	310
工具、器具及び備品	351	348
土地	3,819	3,819
リース資産	104	66
有形固定資産合計	1 14,582	1 14,229
無形固定資産		
ソフトウェア	329	328
無形固定資産合計	329	328
投資その他の資産		
投資有価証券	3,970	6,860
関係会社株式	7,785	3,472
長期貸付金	2 585	2 13,274
長期前払費用	10	2
その他	426	424
貸倒引当金	3	2,072
投資その他の資産合計	12,773	21,960
固定資産合計	27,684	36,517
資産合計	101,244	85,904

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	2 418	2 293
電子記録債務	2 3,001	2 2,403
買掛金	2 17,790	2 17,534
短期借入金	1 1,494	1 1,290
リース債務	47	27
未払金	2 1,460	2 853
未払費用	2 1,152	2 1,129
未払法人税等	339	75
前受金	11,606	7,517
預り金	150	125
保証工事引当金	520	467
工事損失引当金	5,857	6,388
その他	15	-
流動負債合計	43,849	38,101
固定負債		
長期借入金	1 2,050	1 1,360
リース債務	70	47
繰延税金負債	383	1,139
退職給付引当金	1,447	1,690
資産除去債務	737	748
債務保証損失引当金	-	5,502
関係会社事業損失引当金	-	236
その他	546	546
固定負債合計	5,233	11,268
負債合計	49,082	49,369
純資産の部		
株主資本		
資本金	8,135	8,135
資本剰余金		
資本準備金	33,865	33,865
資本剰余金合計	33,865	33,865
利益剰余金		
利益準備金	247	247
その他利益剰余金		
配当準備積立金	122	122
特別償却準備金	172	106
固定資産圧縮積立金	67	62
別途積立金	2,000	2,000
繰越利益剰余金	7,271	10,425
利益剰余金合計	9,879	7,888
自己株式	12	4
株主資本合計	51,867	34,108
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	33	2,130
繰延ヘッジ損益	15	15
評価・換算差額等合計	18	2,145
新株予約権	277	282
純資産合計	52,162	36,535
負債純資産合計	101,244	85,904

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年 4月 1日 至 2020年 3月 31日)	当事業年度 (自 2020年 4月 1日 至 2021年 3月 31日)
売上高	1 96,092	1 78,863
売上原価	1 101,124	1 81,722
売上総損失()	5,032	2,859
販売費及び一般管理費	2 3,704	2 2,969
営業損失()	8,736	5,828
営業外収益		
受取利息及び配当金	1 397	1 431
為替差益	-	122
その他	29	100
営業外収益合計	426	653
営業外費用		
支払利息	71	46
支払手数料	36	35
固定資産除売却損	66	43
為替差損	96	-
台風による損失	25	90
その他	14	27
営業外費用合計	308	241
経常損失()	8,618	5,416
特別利益		
契約解約益	3 4	3 -
特別利益合計	4	-
特別損失		
関係会社株式評価損	4 8,205	4 4,370
投資有価証券評価損	5 1,012	5 -
貸倒引当金繰入額	6 -	6 2,065
債務保証損失引当金繰入額	7 -	7 5,502
関係会社事業損失引当金繰入額	8 -	8 236
特別損失合計	9,217	12,173
税引前当期純損失()	17,831	17,589
法人税、住民税及び事業税	12	11
法人税等調整額	45	43
法人税等合計	33	32
当期純損失()	17,798	17,557

【売上原価明細書】

区分	注記 番号	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
1 直接材料費		38,245	37.8	31,255	38.3
2 直接経費		49,539	49.0	37,318	45.7
3 用役費		2,456	2.4	2,009	2.5
4 加工費		13,122	13.0	10,224	12.5
5 原価差額		163	0.2	438	0.5
6 保証工事引当金繰入額(は戻入額)		1,180	1.2	53	0.1
7 工事損失引当金繰入額(は戻入額)		1,221	1.2	531	0.6
売上原価合計		101,124	100.0	81,722	100.0

原価計算の方法

当社の実施している原価計算は個別原価計算を主とし、設計部門等一部については総合原価計算を採用しております。原価は実際原価を原則としており、労務費・間接費・用役費等は予定率をもって工事に賦課、または配賦し、実際原価との差額は原価差額の調整を行いますが、総製造費用の100分の1に相当する金額以内である場合は、売上原価に直課しております。

加工費には、工事に賦課する直接労務費と直接作業時間を基準として予定率をもって配賦する間接費が含まれております。このうち直接労務費の割合は前事業年度54.0%、当事業年度52.7%であります。

【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					配当準備積立金	特別償却準備金	
当期首残高	8,135	33,865	0	33,865	247	122	238
当期変動額							
剰余金の配当							
特別償却準備金の取崩							67
特別償却準備金の積立							1
固定資産圧縮積立金の取崩							
当期純損失()							
自己株式の取得							
自己株式の処分			0	0			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	0	0	-	-	66
当期末残高	8,135	33,865	-	33,865	247	122	172

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	73	2,000	25,688	28,368	14	70,354
当期変動額						
剰余金の配当			691	691		691
特別償却準備金の取崩			67	-		-
特別償却準備金の積立			1	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	6		6	-		-
当期純損失()			17,798	17,798		17,798
自己株式の取得					0	0
自己株式の処分			0	0	2	2
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	6	-	18,417	18,489	2	18,487
当期末残高	67	2,000	7,271	9,879	12	51,867

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	485	21	464	264	71,082
当期変動額					
剰余金の配当					691
特別償却準備金の取崩					-
特別償却準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当期純損失()					17,798
自己株式の取得					0
自己株式の処分				2	0
株主資本以外の項目の当 期変動額(純額)	452	6	446	15	431
当期変動額合計	452	6	446	13	18,920
当期末残高	33	15	18	277	52,162

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金	
					配当準備積立金	特別償却準備金	
当期首残高	8,135	33,865	-	33,865	247	122	172
当期変動額							
剰余金の配当							
特別償却準備金の取崩							66
特別償却準備金の積立							0
固定資産圧縮積立金の取崩							
当期純損失()							
自己株式の取得							
自己株式の処分							
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)							
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	66
当期末残高	8,135	33,865	-	33,865	247	122	106

	株主資本					
	利益剰余金				自己株式	株主資本合計
	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
	固定資産圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	67	2,000	7,271	9,879	12	51,867
当期変動額						
剰余金の配当			207	207		207
特別償却準備金の取崩			66	-		-
特別償却準備金の積立			0	-		-
固定資産圧縮積立金の取崩	5		5	-		-
当期純損失()			17,557	17,557		17,557
自己株式の取得					1	1
自己株式の処分			3	3	9	6
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	5	-	17,696	17,767	8	17,759
当期末残高	62	2,000	10,425	7,888	4	34,108

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額 等合計		
当期首残高	33	15	18	277	52,162
当期変動額					
剰余金の配当					207
特別償却準備金の取崩					-
特別償却準備金の積立					-
固定資産圧縮積立金の取崩					-
当期純損失()					17,557
自己株式の取得					1
自己株式の処分				5	1
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,097	30	2,127	10	2,137
当期変動額合計	2,097	30	2,127	5	15,627
当期末残高	2,130	15	2,145	282	36,535

【注記事項】

(重要な会計方針)

1 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 満期保有目的の債券

償却原価法(定額法)

(2) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

(3) その他有価証券

[時価のあるもの]

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

[時価のないもの]

移動平均法による原価法

2 デリバティブ取引により生じる債権及び債務の評価基準及び評価方法

時価法

3 たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産

評価基準は原価法(貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

(1) 仕掛品

個別法

(2) 原材料及び貯蔵品

移動平均法

4 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 15年～47年

機械及び装置 5年～10年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能年数(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

5 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益で処理しております。

6 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 保証工事引当金

新造船やその他のアフターサービスに対する支出に備えるため、保証工事見込額を実績率に基づいて計上しております。

(3) 工事損失引当金

当期末手持受注工事のうち損失が確実視される工事の翌期以降に発生が見込まれる損失に備えるため、合理的な見積額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職により支給する退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により、費用処理しております。

数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(14年)による定額法により翌期から費用処理しております。

なお、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の貸借対照表における取扱いが連結貸借対照表と異なります。

(5) 債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

(6) 関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

7 収益及び費用の計上基準

完成工事高の計上基準

当期末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。

8 ヘッジ会計の方法

(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法

予定取引により将来発生する外貨建金銭債権・債務に対する為替予約によるヘッジについては繰延ヘッジ会計を適用しております。

また、為替予約が付されている外貨建金銭債権・債務等については、振当処理を行い、特例処理の要件を満たす金利スワップについては、特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

(ア)ヘッジ手段

デリバティブ取引

(為替予約取引、金利スワップ取引)

(イ)ヘッジ対象

相場変動等によるリスクを保有しているもの

(外貨建金銭債権・債務、変動金利借入)

(3) ヘッジ方針

デリバティブ取引取扱規程に基づき、為替、金利変動リスクをヘッジしております。

(4) ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ対象の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とヘッジ手段の相場変動又はキャッシュ・フロー変動の累計とを比較して判断しております。

(5) その他

デリバティブ取引についての基本方針を定めた取扱規程を取締役会で決定しております。取引の実行及び管理は経営管理部で行っており、取引状況は、取締役に報告しております。

9 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

(重要な会計上の見積り)

(1) 工事進行基準適用売上高の工事進捗度

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
新造船事業売上高	74,911

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）（1）工事進行基準適用売上高の工事進捗度」に記載した内容と同一であります。

(2) 工事損失引当金

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
工事損失引当金	6,388

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 注記事項（重要な会計上の見積り）（2）工事損失引当金」に記載した内容と同一であります。

(3) 固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積り

当事業年度の財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	当事業年度
新造船事業	
有形固定資産	7,704
無形固定資産	210

識別した項目に係る会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、新造船事業、鉄構事業、その他の事業を営むため、建物、構築物、ドック船台、機械及び装置、車両運搬具、土地などの資産を保有しており、事業用資産のグルーピングは各事業単位としております。

当事業年度においては、新造船事業について、継続して営業損失を計上していることから減損の兆候を識別しております。固定資産の減損損失の認識判定を実施するにあたり、資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローを次のように見積もっております。

新造船事業の将来キャッシュ・フローは、承認された中期経営計画を基礎とし、新造船の船価は既受注船については受注額、未受注船については主に市場における過去の船価平均を統計的に算定した価額で受注するとの仮定に基づき算定しており、船価が外貨建ての場合における為替レートは、過去の為替相場の趨勢を考慮した平均レートを用いて算定しております。また、材料費は過去の価格の趨勢を考慮した平均価格を用いて算定しており、労務費及び経費は直近の実績を基礎として、実現可能性が高い原価低減施策を加味して算定しております。なお、今後建造を計画するLNG燃料船等の環境対応船、高付加価値船の船価は、現在の市場価格を基礎に環境対応の次世代船としての付加価値を考慮して見積もった船価で受注するとの仮定に基づき算定しており、材料費は追加で要する材料等を算定時点における調達可能な価額を把握して算定し、労務費及び経費は作業毎に細分化して追加で要する工数を合理的に算定しております。

なお、船舶の供給過剰問題や環境規制強化への対応、新型コロナウイルス感染症などの影響により新造船事業を取り巻く環境は非常に厳しく推移する中で、足元では新型コロナウイルス感染症拡大による新造船需要への悪影響は緩和され、新造船需要や船価水準は改善傾向にあるものと想定しておりますが、将来キャッシュ・フローの構成要素のうち、船価、為替レート、材料費の算定にあたり、過去の好・不況のサイクルの趨勢を考慮した平均値とすることにより見積りに反映しております。

主要な資産は土地であるため将来キャッシュ・フローの見積期間を20年としており、中期経営計画の見積期間

を超える期間の将来キャッシュ・フローは、中期経営計画の前提となった数値に、それまでの計画に基づく趨勢を踏まえ、将来戦略を織り込んだ生産・受注計画を用いて見積もっております。

その結果、当社の新造船事業については、割引前将来キャッシュ・フローの金額が帳簿価額を上回るため、減損損失の認識は不要と判断いたしました。

当該見積り及び仮定について、為替レート、原材料価格などの将来の不確実な経済状況の変動や新造船事業を取り巻く環境の変化による船価や受注隻数の変動、中期経営計画に織り込まれた原価低減の未達等により将来キャッシュ・フローの見直しが必要となり、見直し後のキャッシュ・フローの金額が帳簿価額を下回った場合、翌事業年度の財務諸表において固定資産の減損損失を計上する可能性があります。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めていた「台風による損失」は、重要性が増したため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「営業外費用」の「その他」に表示していた39百万円は、「その他」14百万円、「台風による損失」25百万円として組み替えております。

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用に伴う変更)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度から適用し、第5 経理の状況 2 財務諸表等 (1) 財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

(1) 担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

工場財団

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
有形固定資産		
建物	300百万円	278百万円
構築物	230百万円	215百万円
ドック船台	249百万円	237百万円
機械及び装置	0百万円	0百万円
車両運搬具	0百万円	0百万円
工具、器具及び備品	0百万円	0百万円
土地	3,545百万円	3,545百万円
計	4,324百万円	4,275百万円
長期借入金(1年以内返済分を含む)	2,870百万円	2,018百万円

(2) 関係会社に対する資産・負債は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	8,424百万円	4,004百万円
長期金銭債権	585百万円	13,274百万円
短期金銭債務	11,295百万円	10,430百万円

(3) 偶発債務

下記の会社の金融機関からの借入金に対して、次のとおり債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
函館どつく株式会社	1,101百万円	1,645百万円
モーニングダイダラスナビゲーション社	-	2,529百万円
ゴールデンバード SHIPPING 社	1,124百万円	1,027百万円
グリーンアイランドマリタイム社	1,246百万円	1,054百万円
ブルーオーシャンナビゲーション社	1,364百万円	1,176百万円
計	4,835百万円	7,431百万円

(4) コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引金融機関とコミットメントライン契約を締結しております。コミットメントライン契約に係る借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
コミットメントラインの総額	5,900百万円	4,600百万円
借入実行残高	-	-
差引額	5,900百万円	4,600百万円

(5) 財務制限条項

上記(4)のコミットメントライン契約について、各年度の決算期における単体および連結の貸借対照表における純資産の部の金額により算出される一定の指標を基準とする財務制限条項が付されており、条件に抵触した場合には当該契約期間をもって契約が終了することとなっております。当事業年度末において上記の財務制限条項に抵触しておりますが、取引金融機関との間で当該契約の延長・更新に向けて協議を行っております。

(損益計算書関係)

(1) 関係会社との取引に係るものは次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
売上高	8,135百万円	1,145百万円
仕入高	43,385百万円	35,763百万円
営業取引以外の取引高	1,265百万円	1,055百万円

(2) 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
給料及び手当	1,033百万円	984百万円
福利厚生費	373百万円	304百万円
減価償却費	151百万円	146百万円
研究開発費	334百万円	312百万円
おおよその割合		
販売費	31%	39%
一般管理費	69%	61%

(3) 契約解約益

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社が受注しておりました新造船において、当社が発注者から受領していた前受金を解約料に充当することで合意解約に至ったため、4百万円を契約解約益として計上しております。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(4) 関係会社株式評価損

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

連結子会社である佐世保重工業株式会社の株式について、減損処理を行ったことによるものです。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

連結子会社である佐世保重工業株式会社、函館どつく株式会社、エヌウェーブ ベトナム社の株式について、減損処理を行ったことによるものです。

(5) 投資有価証券評価損

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

株式価値が著しく低下し回復の見込みがない投資有価証券の一部銘柄について、減損処理を行ったことによるものです。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

該当事項はありません。

(6) 貸倒引当金繰入額

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関係会社への債権について個別に債権の回収可能性を検討し、回収不能見込額を費用処理したことによるものです。

(7) 債務保証損失引当金繰入額

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を費用処理したことによるものです。

(8) 関係会社事業損失引当金繰入額

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該会社の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を費用処理したことによるものです。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式3,378百万円、関連会社株式94百万円、前事業年度の貸借対照表計上額は子会社株式7,745百万円、関連会社株式40百万円)は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
工事損失引当金	1,784百万円	1,946百万円
保証工事引当金	158百万円	142百万円
未払事業税	103百万円	23百万円
投資有価証券評価損	172百万円	172百万円
関係会社株式評価損	7,037百万円	8,368百万円
退職給付引当金	441百万円	515百万円
未払役員退職慰労金	176百万円	166百万円
税務上の欠損金	4,493百万円	6,013百万円
貸倒引当金	9百万円	642百万円
債務保証損失引当金	-	1,676百万円
関係会社事業損失引当金	-	72百万円
その他	845百万円	733百万円
繰延税金資産 小計	15,209百万円	20,468百万円
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(注)2	4,493百万円	6,013百万円
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	10,716百万円	14,455百万円
評価性引当額 小計 (注)1	15,209百万円	20,468百万円
繰延税金資産 合計	-	-
繰延税金負債		
繰延ヘッジ損益	-	7百万円
特別償却準備金	75百万円	47百万円
固定資産圧縮積立金	29百万円	27百万円
その他有価証券評価差額金	233百万円	1,025百万円
資産除去債務	46百万円	33百万円
繰延税金負債 合計	383百万円	1,139百万円
繰延税金負債の純額	383百万円	1,139百万円

(注)1 評価性引当額が5,259百万円増加しております。この増加の主な内容は、債務保証損失引当金、税務上の欠損金、関係会社株式評価損に係る評価性引当額を追加的に認識したものであります。

2 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	-	4,493	4,493
評価性引当額	-	-	-	-	-	4,493	4,493
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

当事業年度(2021年3月31日)

(単位:百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	-	-	-	-	658	5,355	6,013
評価性引当額	-	-	-	-	658	5,355	6,013
繰延税金資産	-	-	-	-	-	-	-

(a)税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額である。

- 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳
税引前当期純損失であるため記載を省略しております。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期首 帳簿価額	当期 増加額	当期 減少額	当期 償却額	期末 帳簿価額	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	5,249	149	1	335	5,062	9,817
	構築物	1,913	103	8	177	1,831	8,071
	ドック船台	285	-	1	13	271	1,727
	機械及び装置	2,470	682	10	620	2,522	22,217
	船舶	0	-	-	-	0	4
	車両運搬具	391	35	0	116	310	1,436
	工具、器具 及び備品	351	116	3	116	348	3,878
	土地	3,819	-	-	-	3,819	-
	リース資産	104	4	0	42	66	202
	建設仮勘定	-	1,086	1,086	-	-	-
	計	14,582	2,175	1,109	1,419	14,229	47,352
無形固定 資産	ソフトウェア	329	121	-	122	328	
	計	329	121	-	122	328	

(注)機械及び装置の「当期増加額」のうち主たるものは、鋼板印字装置272百万円であります。

【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	32	2,105	32	2,105
保証工事引当金	520	212	265	467
工事損失引当金	5,857	6,388	5,857	6,388
債務保証損失引当金	-	5,502	-	5,502
関係会社事業損失引当金	-	236	-	236

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	3月31日、9月30日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見町三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行(株) 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行(株)
取次所	-
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とします。但し、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告ができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとおりであります。 https://www.namura.co.jp/
株主に対する特典	なし

(注) 2006年6月28日開催の第107回定時株主総会において、単元未満株式についての権利に関する定めを定款に追加いたしました。当該規定により単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について以下の権利以外の権利を行使することができません。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 株主の有する株式数に応じて募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (3) 単元未満株式の買増しを請求する権利

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類、確認書

事業年度(第121期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月25日関東財務局長に提出

(2) 内部統制報告書

事業年度(第121期)(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)2020年6月25日関東財務局長に提出

(3) 四半期報告書及びその確認書

第122期第1四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日)2020年8月7日関東財務局長に提出

第122期第2四半期(自 2020年7月1日 至 2020年9月30日)2020年11月9日関東財務局長に提出

第122期第3四半期(自 2020年10月1日 至 2020年12月31日)2021年2月15日関東財務局長に提出

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書
2020年6月25日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づく臨時報告書
2021年2月12日関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の規定に基づく臨時報告書
2021年5月14日関東財務局長に提出

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2021年6月23日

株式会社名村造船所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏

< 財務諸表監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

追加情報に記載されているとおり、会社および連結子会社である佐世保重工業株式会社は2021年2月12日開催の取締役会において、佐世保重工業株式会社における新造船事業の休止を決議した。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準を適用した売上高の工事の進捗度の見積り、工事損失引当金の見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.(5)に記載されているとおり、会社は新造船セグメントの新造船建造契約について、工事進行基準を適用して収益を計上している。2021年3月期の連結損益計算書上、新造船セグメントにおける工事進行基準を適用した売上高は74,665百万円であり、連結売上高の75.9%を占めている。</p> <p>また、2021年3月期末の連結貸借対照表上、工事損失引当金を10,550百万円計上している。</p> <p>工事進行基準は、進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約に適用される。</p> <p>工事進行基準を適用した売上高は、受注総額に工事進捗度を乗じて算定される。重要な会計上の見積りに関する注記(1)に記載のとおり、工事進捗度は、当連結会計年度末までに発生した実績原価を見積工事原価総額で除して算定される。また、重要な会計上の見積りに関する注記(2)に記載のとおり、工事損失引当金は、見積工事原価総額が受注金額を超える金額の内、未発生原価に対応する金額として算定される。よって、工事進行基準を適用した売上高及び工事損失引当金の両勘定科目ともに見積工事原価総額がその計上額に影響を及ぼすが、当該見積工事原価総額は原価要素ごとに発生が見込まれる金額を積み上げて算定されている。そのうち、特に加工費（主として労務費、外注費）は見積工事原価総額のうち約40%を占めその見積りは、将来の原価低減施策の効果の発現や工程管理の良否、顧客からの追加要請等に依存することから重要な仮定をもとに算定される。</p> <p>工事原価総額の見積りは、経営者の判断を伴う重要な仮定により影響を受け、不確実性を伴うものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、見積工事原価総額の合理性を評価するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1)内部統制の評価 工事原価総額を見積もるプロセスに関し、主として以下の内部統制の整備・運用状況の有効性を評価した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工数の予測及び不確定要素の反映を含む工事原価総額の見積りの合理性を担保するための統制 ・ 建造着手後の仕様を含む状況変化を識別して、見積工事原価総額を適切に見直し、決算時において反映するための統制 <p>(2)工事原価総額の見積りに係る遡及的な検討 前連結会計年度末における見積工事原価総額と当連結会計年度における実績工事原価との比較及び変動事由を検討することにより、見積りの遡及的な検討を実施した。</p> <p>(3)工事原価総額の見積りの合理性の評価 当連結会計年度末に見積もられた見積工事原価総額について、過去に建造した同形式または類似した形式の新造船の実績原価と各原価要素単位で比較を行った。</p> <p>工事原価総額の見積り及び予算実績の比較に係る会社の会議体の報告資料及び議事録を閲覧し、発生が見込まれる原価が見積工事原価総額に反映されているか評価した。</p> <p>見積工事原価総額における各原価要素の算定根拠について基礎資料を閲覧するとともに原価の見積りに関わる各部門の責任者に質問した。</p> <p>当連結会計年度末において、作業現場を視察し、工程計画表と実際の工事の進捗状況との整合性を確かめるとともに、工程計画表に基づく進捗度と算定された進捗度を比較した。</p>

固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>重要な会計上の見積りに関する注記(3)及びセグメント情報3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報に記載されているとおり、会社は新造船セグメントにおいて継続して営業損失を計上しており減損の兆候が存在する。また、新造船事業を主要事業とする会社及び連結子会社である佐世保重工業株式会社並びに函館どつく株式会社は継続して営業損失を計上していることから、それぞれ共用資産を含むより大きな単位で減損の兆候を識別している。当連結会計年度末の有形固定資産及び無形固定資産の残高は35,298百万円であり、セグメント別に「新造船」18,753百万円、「修繕船」5,966百万円、「鉄構・機械」899百万円、その他4,632百万円、全社5,048百万円により構成され、新造船は有形固定資産及び無形固定資産総額の53%を占める。さらに、連結損益計算書及び注記事項(連結損益計算書関係)に記載されているとおり、当連結会計年度において佐世保重工業株式会社における新造船事業休止を意思決定し、新造船事業用資産を中心に共用資産を含むより大きな単位で総額8,269百万円の減損損失を計上している。これらの金額は連結財務諸表に重要な影響を及ぼすものである。なお、会社は減損会計の適用における資産のグルーピングについては個別の会社における事業単位で行っている。また、共用資産に減損の兆候が識別された場合、減損損失の認識及び測定は共用資産を含むより大きな単位で行うこととしている。特に、引き続き会社及び函館どつく株式会社にとって主要事業となる新造船事業は、市場の好不況の波が大きく、不況期においては赤字が継続する特徴を有しているが、会社は翌連結会計年度以降新船型の建造を計画するとともに、会社及び函館どつく株式会社において更なる原価低減を進めることにより事業収益を安定化する計画である。</p> <p>会社は、減損の認識判定を実施するにあたり、資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる割引前将来キャッシュ・フロー総額と正味売却価額のいずれか高い金額と固定資産の帳簿価額を比較している。将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された4か年の中期経営計画を利用し、それ以降は各資産グループの主要な資産の残存経済的使用年数に亘って中期経営計画を基礎として景気サイクルを加味することにより将来の不確実性を織り込んで見積もっている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定は、4か年の中期経営計画における将来キャッシュ・フローの見積り及びその後の期間の市場予測であり、主要な資産は土地であることから経済的使用年数が長期に及ぶ。なお、中期経営計画は、新造船事業については主として新造船の船価、為替相場及び主要な原材料である鋼材価格等の外部要因の変動の他、新船型の建造計画の進捗及び原価低減の達成度により重要な影響を受ける。また佐世保重工業株式会社において計上された減損損失額は、事業再構築計画における修繕船事業に係る将来キャッシュ・フローを踏まえて測定されており、この中で新造船事業から修繕船事業への人員及び資産の転用による修繕船事業拡大を計画していることから今後の需要及び受注の動向に重要な影響を受ける。</p> <p>このように、特に会社及び函館どつく株式会社の主要事業である新造船事業と事業再構築を意思決定した佐世保重工業株式会社における修繕船事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りについては不確実性の高い外部要因等により重要な影響を受け、経営者の判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に該当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積りを検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 将来キャッシュ・フローの見積りに係る遡及的な検討 前連結会計年度末における経営計画と当連結会計年度の実績との比較及び変動事由を検討することにより、見積りの遡及的な検討を実施した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 会社及び函館どつく株式会社における新造船事業並びに佐世保重工業株式会社における4か年の将来キャッシュ・フローについて、基礎となる将来計画と経営者によって承認された中期経営計画との整合性を検討した。</p> <p>新造船事業に係る中期経営計画について、既受注船の船価及び竣工引渡予定時期については契約書との整合性を、見積工事原価総額については決算における見積りとの整合性をそれぞれ検討した(見積工事原価総額の検討は、上記「工事進行基準を適用した売上高の工事の進捗度の見積り、工事損失引当金の見積り」の「監査上の対応」を参照)。佐世保重工業株式会社の修繕船事業に係る中期経営計画について、既受注の案件については契約書との整合性を、工事原価総額の見積りについては、過去の実績に操業度による影響及び事業再構築による固定費相当の増加が反映されていることをそれぞれ確かめた。</p> <p>会社及び函館どつく株式会社における新造船事業に係る4か年の中期経営計画のうち、新造船の受注が確定していない期間及び中期経営計画以降の期間に係る船価及び工事原価総額の見積りについては、過去の一定期間における市場船価及び為替相場並びに鋼材価格の実績を基礎として、一定のリスクを加味した不確実性に対する経営者の評価について以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記期間の見積りに含まれる主要な変動要素である新造船市場予測について、経営者へ質問するとともに利用可能な外部データとの比較を行った。 ・ 船価については、市場船価及び為替相場に係る過去実績の趨勢分析を実施した。 ・ 見積工事原価総額については、鋼材価格に係る過去実績の趨勢分析を実施するとともに、直近の見積工事原価総額にこれらの影響が反映されていることを確かめた。 <p>さらに、特に会社の新船型建造計画及び原価低減について、以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新船型建造計画における、今後の市場動向及び船価の見積りに関する仮定について、経営者への質問により理解するとともに利用可能な外部データとの比較を行った。また工事原価総額の見積りは、部門の責任者に質問するとともに、各原価要素の算定根拠について基礎資料を閲覧して見積りに関する仮定を理解し、類似船型との比較を行った。 ・ 原価低減について、材料費及び加工費の低減計画に関する仮定を理解し、供給業者との交渉状況を確認するとともに、過去の原価低減実績と照らし、施策の実行可能性を検討した。 <p>佐世保重工業株式会社の修繕船事業における4か年の中期経営計画のうち受注が確定していない期間及び中期経営計画以降の期間に係る修繕船需要と受注予測並びに工事原価総額の見積りについては、過去5年の受注実績に一定の需要変動リスクを加味した不確実性に対する経営者の評価について以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記期間の見積りに含まれる主要な変動要素である修繕船需要予測について、経営者へ質問するとともに利用可能な外部データとの比較を行った。 ・ 受注額及び工事原価総額の見積りについて、過去実績についての趨勢分析を実施するとともに、見積工事原価総額に事業再構築による固定費相当の増加が反映されていることを確かめた。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書及び追加情報に記載されているとおり、会社グループにおいて、継続的な営業損失と営業キャッシュ・フローのマイナス、重要な営業損失、主要子会社における新造船事業休止の決定により、「重要事象等」が存在している。</p> <p>しかしながら、会社グループは、新造船建造体制の再編を推進し、価格競争に晒されない技術力のある船型の受注、非造船事業の収益力強化と資機材の調達におけるコストダウンを進めるとともに、主要金融機関からの支援等の対応策を含めた資金計画を検討した結果、翌連結会計年度末までの資金繰りに懸念はないと判断している。</p> <p>期末日の翌日から1年間における資金計画は事業計画を基礎として策定されており、新規受注による契約時金の入金に加え、建造工程進捗に伴う入金が見込まれる。また、主要金融機関からの借入金更新及びその他運転資金調達による入金が見込まれている。これら資金計画における経営者による対応策は、判断及び実行のための意思及び能力を伴い、不確実性を伴うものであるため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められるかどうかについて、経営者による対応策の評価を実施するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>会社グループの期末日の翌日から1年間における資金計画について、経営者へ質問するとともに、資金計画の基礎となる仮定に十分な裏付けがあるかどうか、特に以下の項目を検討した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新規受注による契約時金の入金計画は、交渉中で極めて確度の高い案件及び決算日後に受注した案件を前提としているか、部門の責任者へ質問を実施するとともに契約書等との突合せ及び会議体議事録の閲覧を実施した。 ・ 建造工程進捗に伴う入金計画は、入金時期につき工程計画表との整合性を検討するとともに、契約書等との突合せによる入金予定額の正確性を確かめた。また、今後の建造工程に重要な遅延を及ぼす要因の有無、操業低下の意思決定の有無につき部門の責任者へ質問を実施するとともに会議体議事録を閲覧した。 ・ 営業支出については、過去実績との比較を実施するとともに、コストダウンの達成が不確実な支出削減項目については見込まれていないことを確かめた。 <p>主要金融機関からの借入金更新の可能性について、金融機関に対して質問を実施した。</p> <p>その他運転資金調達の可能性については、資金調達方法のスキームの理解、会社による実行能力の評価を行った。</p>

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表

の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

< 内部統制監査 >

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社名村造船所の2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社名村造船所が2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

2021年6月23日

株式会社名村造船所

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 川 賢

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 秀 吏

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社名村造船所の2020年4月1日から2021年3月31日までの第122期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社名村造船所の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

工事進行基準を適用した売上高の工事の進捗度の見積り、工事損失引当金の見積り

連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されている監査上の主要な検討事項と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積り	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>重要な会計上の見積りに関する注記(3)に記載されているとおり、会社は新造船事業において継続して営業損失を計上しており減損の兆候が存在する。当事業年度末の有形固定資産及び無形固定資産の残高は14,557百万円であり、そのうち新造船事業は7,914百万円となり有形固定資産及び無形固定資産総額の54%を占める。そのため、減損損失が計上された場合、財務諸表に及ぼす影響は重要である。なお、会社は減損会計の適用における資産のグルーピングを事業単位で行っている。また、共用資産に減損の兆候が識別された場合、減損損失の認識及び測定は共用資産を含むより大きな単位で行うこととしている。会社の主要事業となる新造船事業は、市場の好況の波が大きく、不況期においては赤字が継続する特徴を有しているが、会社は翌事業年度以降新船型の建造を計画するとともに、更なる原価低減を進めることにより事業収益を安定化する計画である。</p> <p>会社は、減損の認識判定を実施するにあたり、資産グループの継続的使用によって生ずると見込まれる割引前将来キャッシュ・フロー総額と正味売却価額のいずれか高い金額と固定資産の帳簿価額を比較している。将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された4カ年の中期経営計画を利用し、それ以降は各資産グループの主要な資産の残存経済的使用年数に亘って中期経営計画を基礎として景気サイクルを加味することにより将来の不確実性を織り込んで見積もっている。</p> <p>将来キャッシュ・フローの見積りに関する重要な仮定は、4カ年の中期経営計画における将来キャッシュ・フローの見積り及びその後の期間の市場予測であり、主要な資産は土地であることから経済的使用年数が長期に及ぶ。なお、新造船事業に係る中期経営計画は、主として新造船の船価、為替相場及び主要な原材料である鋼材価格等の外部要因の変動の他、新船型の建造計画の進捗及び原価低減の達成度により重要な影響を受ける。</p> <p>このように、会社の新造船事業に係る将来キャッシュ・フローの見積りについては不確実性の高い外部要因等により重要な影響を受け、経営者の判断を伴うため、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項に相当する事項に該当するものと判断した。</p>	<p>当監査法人は、固定資産の減損の検討における将来キャッシュ・フローの見積りを検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <p>(1) 将来キャッシュ・フローの見積りに係る遡及的な検討 前事業年度末における経営計画と当事業年度の実績との比較及び変動事由を検討することにより、見積りの遡及的な検討を実施した。</p> <p>(2) 将来キャッシュ・フローの見積りの合理性の評価 会社の新造船事業における4カ年の将来キャッシュ・フローについて、基礎となる将来計画と経営者によって承認された中期経営計画との整合性を検討した。</p> <p>新造船事業に係る中期経営計画について、既受注船の船価及び竣工引渡予定時期については契約書との整合性を、見積工事原価総額については決算における見積りとの整合性をそれぞれ検討した(見積工事原価総額の検討は、連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されている監査上の主要な検討事項「工事進行基準を適用した売上高の工事の進捗度の見積り、工事損失引当金の見積り」の「監査上の対応」を参照)。</p> <p>会社の新造船事業に係る4カ年の中期経営計画のうち、新造船の受注が確定していない期間及び中期経営計画以降の期間に係る船価及び工事原価総額の見積りについては、過去の一定期間における市場船価及び為替相場並びに鋼材価格の実績を基礎として、一定のリスクを加味した不確実性に対する経営者の評価について以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上記期間の見積りに含まれる主要な変動要素である新造船市場予測について、経営者へ質問するとともに利用可能な外部データとの比較を行った。 ・ 船価については、市場船価及び為替相場に係る過去実績の趨勢分析を実施した。 ・ 見積工事原価総額については、鋼材価格に係る過去実績の趨勢分析を実施するとともに、直近の見積工事原価総額にこれらの影響が反映されていることを確かめた。 <p>さらに、特に会社の新船型建造計画及び原価低減について、以下の検討を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新船型建造計画における、今後の市場動向及び船価の見積りに関する仮定について、経営者への質問により理解するとともに利用可能な外部データとの比較を行った。また工事原価総額の見積りは、部門の責任者に質問するとともに、各原価要素の算定根拠について基礎資料を閲覧して見積りに関する仮定を理解し、類似船型との比較を行った。 ・ 原価低減について、材料費及び加工費の低減計画に関する仮定を理解し、供給業者との交渉状況を確認するとともに、過去の原価低減実績と照らし、施策の実行可能性を検討した。

継続企業の前提に関する経営者による対応策の評価

連結財務諸表に係る「独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書」に記載されている監査上の主要な検討事項と実質的に同一の内容であるため、記載を省略している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにあ

る。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管している。
 - 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。